

# 統監府・朝鮮総督府の組織変遷について

大野 太幹  
柏原 洋太  
齊藤 涼子

はじめに

本稿は、国立公文書館が所蔵する旧植民地関係資料及びアジア歴史資料センター（以下「アジア歴」という。）で公開している外務省外交史料館・防衛省防衛研究所戦史研究センター所蔵の関連資料を主に利用して、統監府・朝鮮総督府における部局や所属官署の変遷を明らかにしようとするものである。

一九四五年八月の敗戦以前、日本は朝鮮半島を植民地化し、その領有を非常に重視していた。その理由は、対ロシア（ソ連）防衛の防波堤、鉱物資源・食糧資源の供給地、日本製品の消費地としてなど、非常に多面的なものであった。それゆえ、朝鮮における日本の植民地行政は厳格を極め、それに対する朝鮮人による抵抗もまた激烈なものとなった。三・一独立運動はその象徴的な出来事である。

他方、朝鮮は満洲と「国境」を接しており、政治・経済などの面で密接な関係にあった。そのため、朝鮮は満洲における情勢変化の影響を強く受けることもなった。また、朝鮮人による独立運動や抗日武装闘争は、「国境」を跨いで展開されることも多かった。とりわけ、日中戦争の長期化は、

日本にとつての重要性や地理的条件に起因して、満洲国における場合と同様に、朝鮮に対する影響もきわめて大きなものとなった。そして、太平洋戦争の開戦は朝鮮にも決定的な影響を与えるものとなった。

以上のような、朝鮮をめぐる内的要因と外的要因は、朝鮮における植民地行政の主体であった統監府・朝鮮総督府の組織編成にも当然のことながら大きく作用した。本稿では、そうした内的・外的要因による影響を踏まえ、官制や分掌規程の改訂などから、統監府・朝鮮総督府における機構の変遷を考察するものである<sup>1)</sup>。

本稿の構成は、以下のとおりとなっている。第一章においては、先ず議論の前提として植民地行政機関における機構改編に際し、内閣や枢密院などでいかなる議論のプロセスを経て意思決定がなされるかにつき、国立公文書館所蔵の「公文類聚」及び「枢密院関係文書」を中心に説明する。第二章では、日露戦争後、日本の被保護国となった韓国に設置された統監府、そして一九一〇年の「韓国併合」により日本の植民地となった朝鮮総督府の組織構成及びその変遷につき、重要な画期である「文化統治」への移行、「満洲国」成立、日中戦争勃発、太平洋戦争開戦などを視野に入れながら、官制と法令の推移を中心に検証する。第三章では、各論として朝鮮総督府

の内務局と学務局の変遷につき、内的要因と外的要因の影響を踏まえて考察する。上記の作業を経ることにより、朝鮮における日本の植民地行政がいかなる概念の下に行われたのか、またそれが時期によっていかに変転したかを明示できるものと考ええる。

なお、「はじめに」と「おわりに」は、大野太幹が執筆した。第一章と第二章第一節は、柏原洋太が執筆した。第二章第二節と第三章は、齊藤涼子が執筆した。

## 第一章 統治機構を規定する法体系と行政文書

### 第一節 大日本帝国憲法下における官制

内閣の統轄の下に設置される行政組織で内閣府以外の設置・内部組織・分掌事務の範囲などは、日本国憲法下においては「国家行政組織法」によって定められている。一方で、戦前の大日本帝国憲法下においては、「各省官制通則」(勅令)によって行政組織の基本的な枠組みが定められていた。「各省官制通則」には各組織が共通すべき官職や指揮命令系統が規定され、各省別の官制が制定された。この官制は、大日本帝国憲法第一〇条を根拠とした天皇の官制大権によって、勅令にて創り出される。本稿で取り上げる統監府・朝鮮総督府もそれぞれ「統監府及理事庁官制」<sup>2</sup>・「朝鮮総督府官制」<sup>3</sup>が定められていた。「朝鮮総督府官制」において規定する内部組織の編成は、局部(時期により組織の規模が異なる)レベルまでで、課の設置と分掌事務については、統監・総督が制定する事務分掌規程(訓令)に拠った。また、「統監府及理事庁官制」・「朝鮮総督府官制」が定める組織の範囲

は、朝鮮総督府直下の内部局部であり、「所属官署」と呼ばれる外部局部のような位置づけの組織については、個別の官制が制定された(表1)。

「統監府及理事庁官制」は、一九〇五年二月二日に制定されると、一九〇九年までに四回改正された(表2)。「朝鮮総督府官制」については、一九一〇年九月三〇日に制定されると、一九四五年五月までに五一回の改正を数える(表3)。

今日の中央行政庁再編を「行政改革」と呼ぶことがあるが、明治から昭和初期にかけては「行政整理」と呼ばれることが多い。多数の省庁が対象となり組織改編がおこなわれる場合、植民地の統治を担った朝鮮総督府・台湾総督府・樺太庁・関東庁・南洋庁などそれぞれの組織や人員も連動して改正されることがある。例えば、原敬内閣の一九一九年八月に改正された「朝鮮総督府官制」では、これまで陸海軍大将に限定された総督の任用が、条文の上ではその限定がなくなった(実態として文官の総督任用の実例はない)<sup>4</sup>。総督の任用資格は、台湾総督においても同時期に任用の制限が撤廃された。「朝鮮総督府官制」・「台湾総督府官制」とも枢密院で同時に審議され、その趣旨の一つには、次のような内容がある<sup>5</sup>。

曩ニ関東州ノ行政長官ニ付テハ本院ノ御諮詢ヲ経テ其ノ任用資格ノ制限ヲ撤廃シタル所以ニシテ今ヤ朝鮮及台湾ニ於テモ亦其ノ総督ヲ武官ニ限ルノ制ヲ改メ大ニ施政ノ面目ヲ新ニセムトス

「関東州ノ行政長官」とは、関東長官を指す。大正八年(一九一九年)四月一二日勅令第九四号をもって関東都督府にかわり、関東庁が設置された。これまで関東都督の任用は、陸軍大中将に限定されていた。それに対し、関東長官の任用資格の限定は撤廃された。これを皮切りにして、朝鮮

【表1】「朝鮮總督府管制」以外の主要管制一覧

朝鮮總督府監獄官制(明治42年10月18日勅令第243号) [統監府監獄官制]	朝鮮總督府図書館官制(大正12年11月30日勅令第493号)
朝鮮總督府中学校官制(明治43年3月28日勅令第99号) [統監府中学校官制]	朝鮮總督府鉄道局官制(大正14年4月1日勅令第84号)
朝鮮總督府警察官署官制(明治43年6月30日勅令第296号) [統監府警察官署官制]	朝鮮道立医院官制(大正14年4月1日勅令第86号)
朝鮮總督府中樞院官制(明治43年9月30日勅令第355号)	朝鮮史編修会官制(大正14年6月8日勅令第218号)
朝鮮總督府取調局官制(明治43年9月30日勅令第356号)	朝鮮總督府営林署官制(大正15年6月14日勅令第163号)
朝鮮總督府地方官官制(明治43年9月30日勅令第357号)	朝鮮總督府農事試験場官制(昭和4年9月18日勅令第279号)
朝鮮總督府鉄道局官制(明治43年9月30日勅令第359号)	朝鮮電気事業調査会官制(昭和5年8月19日勅令第149号)
朝鮮總督府通信官署官制(明治43年9月30日勅令第360号)	朝鮮總督府穀物検査所官制(昭和7年9月30日勅令第264号)
朝鮮總督府臨時土地調査局官制(明治43年9月30日勅令第361号)	朝鮮總督府種馬牧場官制(昭和7年11月1日勅令第330号)
朝鮮總督府税関官制(明治43年9月30日勅令第362号)	朝鮮總督府宝物古蹟名勝天然記念物保存官制 (昭和8年8月9日勅令第224号)
朝鮮總督府専売局官制(明治43年9月30日勅令第363号)	朝鮮府郡島小作委員会官制(昭和9年4月11日勅令第86号)
朝鮮總督府印刷局官制(明治43年9月30日勅令第364号)	朝鮮總督府税務官署官制(昭和9年4月30日勅令第111号)
朝鮮總督府営林廠官制(明治43年9月30日勅令第367号)	朝鮮總督府種羊場及朝鮮總督府種牡羊育成所官制 (昭和9年8月7日勅令第242号) [朝鮮總督府種羊場官制]
朝鮮總督府医院官制(明治43年9月30日勅令第368号)	朝鮮總督府癩療養所官制(昭和9年9月15日勅令第260号)
朝鮮總督府平壤鉱業所官制(明治43年9月30日勅令第369号)	朝鮮總督府海員審判所官制(昭和11年9月25日勅令第358号)
朝鮮總督府観業模範場官制(明治43年9月30日勅令第370号)	朝鮮總督府保護觀察所官制(昭和11年12月12日勅令第432号)
朝鮮總督府工業伝習所官制(明治43年9月30日勅令第371号)	朝鮮總督府保護觀察審査会官制 (昭和11年12月12日勅令第434号)
朝鮮總督府土木会議官制(明治43年9月30日勅令第375号)	朝鮮總督府水産製品検査所官制(昭和12年4月1日勅令第91号)
朝鮮公立実業学校官制(明治44年10月11日勅令第255号)	朝鮮總督府刑務官練習所官制(昭和12年7月14日勅令第328号)
朝鮮公立普通学校官制(明治44年10月11日勅令第256号)	朝鮮總督府陸軍兵志願者訓練所官制 (昭和13年3月30日勅令第156号)
朝鮮總督府通信官署官制(明治45年3月28日勅令第30号)	朝鮮總督府時局対策調査会官制(昭和13年8月27日勅令第601号)
朝鮮總督府中央試験所官制(明治45年3月28日勅令第36号)	朝鮮總督府气象台官制(昭和14年6月28日勅令第418号)
朝鮮公立小学校官制(明治45年3月28日勅令第39号)	朝鮮賃金委員会官制(昭和14年11月2日勅令第757号)
朝鮮公立高等女学校官制(明治45年3月28日勅令第40号)	朝鮮總督府職業紹介所官制(昭和15年1月20日勅令第17号)
朝鮮公立実業専修学校官制(明治45年3月28日勅令第41号)	朝鮮總督府滿洲開拓民志願者訓練所官制 (昭和15年6月5日勅令第386号)
朝鮮總督府済生院官制 明治45年3月28日勅令第43号)	朝鮮總督府市街地計画委員会官制 (昭和16年1月15日勅令第49号)
朝鮮関税訴訟審査委員会官制(明治45年4月17日勅令第84号)	朝鮮總督府予防拘禁所官制(昭和16年3月4日勅令第166号)
朝鮮總督府高等土地調査委員会官制(大正元年8月13日勅令第3号)	朝鮮總督府予防拘禁委員会官制(昭和16年3月4日勅令第167号)
朝鮮總督府道地方土地調査委員会官制 (大正元年8月13日勅令第4号)	朝鮮總督府傷痍軍人療養所官制 (昭和16年3月31日勅令第313号)
朝鮮總督府海員審判所官制(大正3年4月7日勅令第50号)	朝鮮總督府少年審判所官制(昭和17年3月23日勅令第188号)
朝鮮總督府女子高等普通学校官制(大正3年5月19日勅令第96号)	朝鮮總督府矯正院官制(昭和17年3月23日勅令第189号)
朝鮮總督府専門学校官制(大正5年4月1日勅令第80号)	朝鮮總督府生糸検査所官制(昭和17年4月7日勅令第372号)
朝鮮總督府高等普通学校官制(大正5年5月16日勅令第130号)	朝鮮總督府家畜衛生研究所官制(昭和17年5月7日勅令第485号)
朝鮮總督府獣疫血清製造所官制(大正7年3月29日勅令第31号)	朝鮮臨時電力調査会官制(昭和17年10月1日勅令第660号)
朝鮮總督府林野調査委員会官制(大正7年4月30日勅令第110号)	朝鮮電力評価審査委員会官制(昭和18年4月27日勅令第397号)
朝鮮總督府警察官講習所官制(大正8年8月20日勅令第388号)	朝鮮總督府移出牛検査所官制(昭和18年6月19日勅令第510号)
朝鮮總督府専売局官制(大正10年3月31日勅令第53号)	朝鮮總督府海軍兵志願者訓練所官制 (昭和18年7月28日勅令第610号)
朝鮮總督府師範学校官制(大正10年4月19日勅令第113号)	朝鮮總督府交通局官制(昭和18年12月1日勅令第893号)
朝鮮總督府水産試験場官制(大正10年5月7日勅令第200号)	朝鮮總督府専売局官制(昭和18年12月1日勅令第895号)
朝鮮總督府供託局官制(大正11年3月30日勅令第69号)	朝鮮總督府無線電信講習所官制(昭和19年4月1日勅令第208号)
朝鮮總督府諸学校官制(大正11年3月31日勅令第151号)	朝鮮總督府軍務予備訓練所官制 (昭和19年4月22日勅令第297号)
朝鮮公立学校官制(大正11年3月31日勅令第152号)	朝鮮總督府農業試験場官制(昭和19年5月10日勅令第332号)
朝鮮總督府林業試験場官制 (大正11年8月23日勅令第387号)	朝鮮及台湾在住民政治処遇調査会官制 (昭和19年12月26日勅令第671号)
朝鮮總督府感化院官制(大正12年8月29日勅令第382号)	

【表2】「統監府及理事庁官制」の制定と改正

制定	明治38年12月21日勅令第267号
改正	明治40年3月6日勅令第15号
改正	明治40年3月29日勅令第65号
改正	明治40年9月20日勅令第295号
改正	明治42年10月18日勅令第241号

【表3】「朝鮮総督府官制」の制定と改正一覧

制定	明治43年9月30日勅令第354号
改正	明治44年5月4日勅令第136号
改正	明治45年3月28日勅令第22号
改正	大正2年6月13日勅令第114号
改正	大正4年5月1日勅令第60号
改正	大正5年8月3日勅令第192号
改正	大正6年7月31日勅令第78号
改正	大正6年11月1日勅令第207号
改正	大正7年5月23日勅令第162号
改正	大正8年5月24日勅令第240号
改正	大正8年8月20日勅令第386号
改正	大正10年2月12日勅令第22号
改正	大正10年8月2日勅令第356号
改正	大正12年6月7日勅令第296号
改正	大正13年12月25日勅令第411号
改正	大正14年4月1日勅令第82号
改正	大正15年6月14日勅令第162号
改正	昭和2年6月23日勅令第193号
改正	昭和3年7月28日勅令第168号
改正	昭和5年5月3日勅令第90号
改正	昭和5年10月22日勅令第193号
改正	昭和7年7月27日勅令第182号
改正	昭和8年10月12日勅令第268号
改正	昭和10年7月26日勅令第211号
改正	昭和11年9月24日勅令第337号
改正	昭和12年8月2日勅令第381号
改正	昭和12年11月18日勅令第659号
改正	昭和13年7月27日勅令第518号
改正	昭和14年6月28日勅令第417号
改正	昭和14年8月3日勅令第532号
改正	昭和14年11月18日勅令第776号
改正	昭和15年1月20日勅令第16号
改正	昭和15年12月28日勅令第928号
改正	昭和16年1月31日勅令第110号
改正	昭和16年3月19日勅令第214号
改正	昭和16年4月30日勅令第516号
改正	昭和16年11月19日勅令第980号
改正	昭和16年11月26日勅令第1003号
改正	昭和16年12月27日勅令第1207号
改正	昭和17年3月30日勅令第278号
改正	昭和17年4月8日勅令第384号
改正	昭和17年5月20日勅令第515号
改正	昭和17年11月1日勅令第727号
改正	昭和18年3月27日勅令第192号
改正	昭和18年3月31日勅令第281号
改正	昭和18年6月23日勅令第523号
改正	昭和18年9月30日勅令第746号
改正	昭和18年12月1日勅令第890号
改正	昭和19年6月3日勅令第379号
改正	昭和19年6月24日勅令第425号
改正	昭和20年1月27日勅令第35号
改正	昭和20年5月15日勅令第291号

総督と台湾総督も武官に限定されない任用が意図されることとなったのである。もちろん、朝鮮総督府官制の改正について考えるに当たっては、朝鮮における三・一独立運動の影響による方針転換という側面とともに、植民地の統治を担ったそれぞれの機構との関係性にも留意する必要がある。

## 第二節 行政文書に収録される官制とその審議過程

官制の制定及び改正は、勅令という法形式にて発令されたため、法律とは異なり、帝国議会の審議を経ないで成立することとなっていた。官制をめぐる制でないし改正の過程は、国立公文書館収蔵の「公文類聚」・「枢密院関係文書」から把握することができる。「公文類聚」は一八八二年から一九五四年までの期間において、主に法律・勅令等の原議を編綴したもので、閣議決定までの審議過程にて作成された文書が収録されている。植民地を統治した組織の官制は、一九〇〇年の段階で枢密院の諮詢事項であると明確にされたため、統監府及び朝鮮総督府の官制も枢密院での審議対象となった<sup>7</sup>。

「公文類聚」に収録される各案件は、最初の頁に閣議決定による天皇への上奏案が綴り込まれている。朝鮮総督府など植民地における行政機関に関わる案件は、内閣において閣議決定されたのち、上奏案が作成される。その過程で枢密院での諮詢を経て、裁可の上で勅令として公布される形となっていた。以下、「朝鮮総督府官制」が制定されるに至る過程を事例として見ていくこととする。

「朝鮮総督府官制」は、明治四三年（一九一〇年）九月三〇日勅令第三五四号として制定された。ここでは、「朝鮮総督府官制」の制定過程を「公文類聚」に収録された文書から追っていく。「公文類聚」に収録された決裁

原議には、統監府による内閣への上申、法制局による審議結果、枢密院での承認書、閣議書と上諭案が編綴されている。朝鮮総督府官制制定に先立つ同年九月一日、統監寺内正毅が朝鮮総督府官制案を、内閣総理大臣桂太郎に上申した<sup>8</sup>。後述するが、統監府官制においては、「統監ハ天皇ニ直隸シ外交ニ関シテハ外務大臣ニ由リ内閣総理大臣ヲ經其ノ他ノ事務ニ関シテハ内閣総理大臣ヲ經テ上奏ヲ為シ及制可ヲ受ク」と定められている。つまり、上奏が必要な案件については、内閣総理大臣を経由した。また、内閣が受理した統監府からの上申は、法制局にて審議をおこなうこととなる。

法制局は「朝鮮総督府官制外二件ヲ審査スルニ右ハ別案ノ通閣議決定セラレ可然ト認ム」、「本件ハ枢密院へ御諮詢相成ルヘキモノト認ム」とした。一八八九年に制定された「内閣官制」には、「官制又ハ規則及法律施行ニ係ル勅令」については、閣議が必要だと定められた。前述のように当該案件は、枢密院で諮詢すべきだと法制局は認識を示した。これを承けて内閣総理大臣桂太郎の名にて、上奏と枢密院での審議を請う文書が作成される<sup>10</sup>。

枢密院では、九月二六日に審議がおこなわれ、枢密院議長山縣有朋の署名にて、「臣等朝鮮総督府官制諮詢ノ命ヲ恪ミ本月二十六日ヲ以テ審議ヲ尽シ之ヲ可決セリ乃チ謹テ上奏シ更ニ聖明ノ採択ヲ仰ク<sup>11</sup>」と可決し、聖断を仰いだ<sup>12</sup>。

枢密院の審議結果を受けて、「右枢密院ノ御諮詢ヲ經テ御下付ニ付同院上奏ノ通公布相成然ルヘシ<sup>13</sup>」と閣議決定され、上諭案が作成される。

上述のような審議経過が、「公文類聚」にて把握できる。勅令は、一九〇七年二月「公式令<sup>14</sup>」の定めでは、「上諭ヲ附シテ之ヲ公布ス」とある。上諭には、天皇による親署と御璽を鈐した上で、年月日と内閣総理大臣の副署、及び主任の国務大臣等の副署を以て公布される。公布原本は、「朝鮮総督府官制・御署名原本・明治四十三年・勅令第三百五十四号<sup>15</sup>」として現

存している。

審議過程と決議内容については、「公文類聚」から把握することができる。一方で具体的な審議内容については、「公文類聚」からはつかむことが難しい。「朝鮮総督府官制」の審議内容を詳細に把握することができる文書に、「枢密院関係文書」が存在する。

枢密院での審議は、①諮詢案件の下付②書記官長・審査委員会の審査③報告書の調製④会議⑤議決⑥上奏といった手続きを経る。「枢密院関係文書」も、それに対応する形で、「御下附案」、「委員会録」、「審査報告」、「会議筆記」、「議案配布案」、「決議」、「特別上奏」、「上奏并内閣通報」という文書群により構成されている。「朝鮮総督府官制」の諮詢においても、「委員会録」〔特別上奏〕以外の各文書群にそれぞれ関連する文書が収録されている。それゆえに、各文書群に収録された「朝鮮総督府官制」制定に関する文書を読むことで、審議内容を把握することができる(表4)。

「御下附案」には、前述のとおり、内閣総理大臣による諮詢を乞う文書が収録されている。下付された諮詢案件は、枢密院書記官長(以下「書記官長」という。)によって審査される<sup>16</sup>。審査内容が審査報告としてまとめられ、枢密院会議の際に書記官長が報告をおこなう。この審査報告を諮詢案ごとに収録したのが、前述したとおり「枢密院関係文書」に含まれる「審査報告」という文書群に相当する。書記官長河村金五郎によって作成された審査報告では、韓国併合に伴う統治機構として、朝鮮総督府設置の必要性が認められている<sup>17</sup>。報告書には随所に書き込みがあり、「最モ主要ナル点ハ朝鮮総督ハ陸海軍大将ヲ以テ之ニ充テ天皇ニ直隸シ陸海軍ヲ統率シ諸般ノ政務ヲ統轄セシムルコトトシ」とあるように、総督は天皇に直隸するものとされ、その任には陸海軍大将を充てるとされた。この点については、「武官ニ限りタルハ論議ノ余地ナキニ非スト雖モ」と、慎重な態度を示し

【表4】明治43年朝鮮総督府官制における枢密院関係文書一覧

御下附案	「朝鮮総督府官制」(JACAR(アジア歴史資料センター) Ref.A03033074500、枢密院御下附案・明治四十三年・巻下)
委員会録	収録されていない
審査報告	「朝鮮総督府官制」(JACAR(アジア歴史資料センター) Ref.A03033354400、枢密院審査報告・明治四十一年～明治四十三年)
会議筆記	「朝鮮総督府官制」(JACAR(アジア歴史資料センター) Ref.A03033575800、枢密院会議筆記・一)
議案配布案	「朝鮮総督府官制外十八件(明治四十三年)」(JACAR(アジア歴史資料センター) Ref. A03033843500、配布案・自明治四十三年至明治四十五年)
決議	「朝鮮総督府官制」(JACAR(アジア歴史資料センター) Ref.A03034023600、枢密院会議文書)
特別上奏	収録されていない
上奏并内閣通報	「三百五十七 朝鮮総督府官制・・・」(JACAR(アジア歴史資料センター) Ref.A03034334500、枢密院・上奏并内閣通報二・明治三十六年～明治四十五年)

ているが、結論としては、「総督ヲシテ陸海軍ヲ統率セシムルノ制ヲ設クル」ことを容認している。また、総督府の内部組織についても「繁雑過大」と認識するも、「従来ノ関係上一時ニ之ヲ縮少シ能ハサルノ事情アル」としてこの点にも理解を示している。

上記の朝鮮総督府官制制定の諮詢案審議に当たり作成された審査報告は、九月二六日午前一一時五分開会の枢密院会議にて、報告員である書記官長河村金五郎により口頭にて説明された。会議上での報告員・顧問官の発言

は、「會議筆記」に記述として残っている<sup>18</sup>。會議筆記には、冒頭に開催日時、「聖上臨御」の有無、出席員が記載されている。各大臣は職権上から枢密院にて顧問官としての地位を有しているため<sup>19</sup>、当日の會議には、外務大臣小村寿太郎と陸軍大臣寺内正毅（統監府統監兼任）以外の各大臣が出席している。それに加え、二二名の顧問官と、統監府副統監・参与官（二名）、法制局長官、大蔵次官が委員として出席している。

議長山縣有朋から開会が告げられると、桂首相が「朝鮮總督府官制」制定の必要性を説明した。その後、河村報告員（書記官長）から前出の審査報告が読み上げられ、諮詢案の趣旨に対する質問が顧問官から出される。顧問官末松謙澄が、①組織の規模と予算②總督の任用資格③總督府に設置される中樞院の性質と権限の三点を質問した。桂首相は、「従来一國ヲ成シタル政府ヲ壞」し總督府を設置し、統治を持続させる「併合過渡ノ時代」のためのやむを得ざる処置であるという認識を示した。その上で、「内地同様ノ有様」となれば、官制を改正し、人員も減少させる余地がある、と一点目の質問へ答えた。二点目は、末松顧問官からは次のような質問を受けていた。

陸海軍大將ヲ以テ總督ニ充ツルコトモ此際微妙ナル影響アルヘシトノ  
コトナルモ台湾總督ヲ大中将ニ限ルモ世論アル所ニシテ今回ノ事ニ付  
テモ世論ヲ生スヘシ之ニ対シテ斯ノ理由アリトノ説明ヲ得ハ安心ス  
ヘシ

これに対する桂首相の返答は、「世論アル所」について承知しているとした上で、軍事と政務とが密接して統治をおこなう必要があるため、大將から任用するとした。桂首相からの返答に続き、統監府参与官荒井賢太郎が

予算編成等の補足説明をおこなった。

その後、議長山縣有朋が異議なしとして、決議に移ろうとすると、顧問官の松方正義が異議を唱える。

松方は、統監府統監が伊藤博文・曾禰荒助と文官であったことを挙げ、朝鮮總督を武官に限定する必要はないと主張した。松方の主張については、三谷太一郎氏が「武官に対する文官の立場からの批判であると同時に、台湾、関東州租借地、および朝鮮に及ぶ全植民地体制を陸軍を通して事実上壟断しようとする長派に対して、薩派の代表者があびせた反論<sup>20</sup>」と位置づけた。松方の修正意見に賛成したのは、顧問官西徳二郎のみであったため否決された。枢密院會議は一読会から三読会までの三読会制であり、本案件は三読会に移されると、原案が全会一致で可決となり、審議が完了した。可決した原案は「決議」<sup>21</sup>に収録され、上奏案に繋がる。最終的には、明治四三年九月二九日勅令第三五四号として「朝鮮總督府官制」が発せられた。次章では、統監府と朝鮮總督府の組織編成に言及する。

## 第二章 統監府・朝鮮總督府における組織変遷

### 第一節 統監府における組織変遷

#### 一 統監府設置をめぐる審議過程と組織構造

一九〇五年一月二二日勅令第二四〇号には、第二次日韓協約締結をうけ、「韓国京城」に統監府を設置し、理事庁を主要都市に置くことが定められた<sup>22</sup>。統監府の内部部局の編成は、一九〇七年一〇月に一度改正された以外に、約五年間の間で大きな変化はないので、ここでは、組織編成とそ

の分掌事務だけでなく、統監府の設置をめぐる審議過程と統監の位置づけにも言及する。

統監府の設置根拠は、第二次日韓協約の第三条「日本国政府ハ其代表者トシテ韓国皇帝陛下ノ闕下ニ一名ノ統監(レヂデントゼネラル)ヲ置ク統監ハ専ラ外交ニ関スル事項ヲ管理スル為メ京城ニ駐在シ」という条文であった<sup>23</sup>。第二次日韓協約・明治三十八年勅令第二四〇号をうけて、制定されたのが、「統監府及理事庁官制」(明治三十八年一月二〇日勅令第二六七号)(以下「統監府官制」という。)であった<sup>24</sup>。

統監府官制には、日韓協約の「専ラ外交ニ関スル事項」に限定されないとも解釈できる職掌が規定されている。統監府官制第三条には、「統監ハ条約ニ基キ韓国ニ於テ帝国官憲及公署ノ施行スヘキ諸般ノ政務ヲ監督シ其ノ他従来帝国官憲ニ属シタル一切ノ監督事務ヲ施行ス」とある。また、第四条には、「統監ハ韓国ノ安寧秩序ヲ保持スル為必要ト認ムルトキハ韓国守備軍ノ司令官ニ対シ兵力ノ使用ヲ命スルコトヲ得」とある。第三条では、条約に基づきながらも、「諸般ノ政務」という文言が使用されており、第四条では、韓国守備軍の指揮権を有していた。このように、外交のみならず、内政にも関与するともとれるような曖昧な統監の法的位置づけは、統監に就任した伊藤博文という元勲の存在が大きい。この点は、従来の研究でも指摘があるように、枢密院での審議において論点となった<sup>25</sup>。

一月二〇日の枢密院における審議では、枢密院議長伊藤博文が統監府設置の趣旨説明をおこなった<sup>26</sup>。元朝鮮国駐劄特命全權公使の枢密顧問官大鳥圭介は、「第三条ノ韓国ノ施政事務ノ範圍如何内政ヲ含ムカ如シ如何」と質問した。それに対する伊藤議長の返答は、「之ハ説明セサルコトトシタシ之ハ大政略ノ含マルル所政略ヲ運用スル機械ナリ之ハ今日制限スルコト難シ日本政府ノ政略ニ一任アル外ナシ」とした。伊藤は、統監の職掌に内

政を含むのか明言を避けた。日本政府の「政略」に任せて欲しいという、自由度の高い組織運用を伊藤は目指した。大鳥顧問官は、「政略上範圍ノ定マラス方宜シカルヘシ」と、伊藤の答弁に同意した。

統監府は、内部部局と「所属官署」と呼ばれる外部部局が存在する。統監府官制は前述のように、一九〇七年に三回、一九〇九年にそれぞれ改正された。所属官署は(表5)のように、それぞれが官制により設置された。所属官署と統監の関係性については、所属官署の官制に規定されることが多い。例えば、「統監府鉄道管理局官制」(明治三十九年六月二十九日、勅令第一七六号<sup>27</sup>)の第一条には、「統監府鉄道管理局ハ統監ノ管理ニ属シ」とある。また、第三条では「(鉄道管理局)長官ハ統監ノ命ヲ承ケ局務ヲ掌理」すると定められた。このように、統監は所属官署を管理下に置き施政を遂行することが、官制上では可能であった。

統監府官制には、内局の設置に関する条文が存在しない。統監府の内局は、「統監府事務分掌規程」で定められており、一九〇七年四月に制定され<sup>28</sup>、同年一月に改正されている<sup>29</sup>。

## 二 統監の位置づけと職員

前述のように、統監は天皇に直隷するものであり、第二次日韓協約に基づき、外交事項を掌った。それに加えて、統監は韓国守備軍の命令権も有していた<sup>30</sup>。統監は、「韓国ノ施政事務ニシテ条約ニ基ク義務<sup>31</sup>」を履行するために必要なものの執行を韓国政府に求めることができた。更に緊急の場合には、地方官憲に対して直接執行を求め、韓国政府には事後報告にて処理することができた。また、統監府令を発し、一年以下の禁固又は罰金二〇〇円以下の罰則を与えることができた。初代統監には伊藤博文、二代目には曾禰荒助が就任した。両者とも文官であった。



【表5】統監府官制及び外局の官制一覧

統監府及理事庁官制	制定	明治38年12月21日勅令第267号
	改正	明治40年3月6日勅令第15号
	改正	明治40年3月29日勅令第65号
	改正	明治40年9月20日勅令第295号
	改正	明治42年10月18日勅令第241号
統監府通信官署官制	制定	明治38年12月21日勅令第268号
	改正	明治39年2月16日勅令第22号
	改正	明治39年5月15日勅令第105号
	改正	明治40年10月1日勅令第320号
	改正	明治41年4月8日勅令第78号
	改正	明治42年5月27日勅令第35号
	改正	明治43年3月28日勅令第96号
統監府勸業模範場官制	制定	明治39年4月27日勅令第91号
	廃止	明治40年3月29日勅令第69号
統監府法務院官制	制定	明治39年6月26日勅令第164号
	廃止	明治42年10月18日勅令第236号
統監府鉄道管理局官制	制定	明治39年6月30日勅令第176号
	改正	明治40年3月26日勅令第55号
	改正	明治41年3月30日勅令第57号
	廃止	明治42年6月19日勅令第160号
統監府財政監査庁官制	制定	明治40年3月6日勅令第19号
	廃止	明治40年9月20日勅令第299号
統監府観測所官制	制定	明治40年3月29日勅令第70号
	廃止	明治41年3月30日勅令第56号
統監府営林廠官制	制定	明治40年3月29日勅令第72号
	改正	明治43年3月28日勅令第97号
統監府特許局官制	制定	明治41年8月13日勅令第202号
	改正	明治42年10月25日勅令第310号
	改正	明治43年3月28日勅令第98号
	廃止	明治43年8月29日勅令第321号
統監府鉄道庁官制	制定	明治42年6月19日勅令第160号
	廃止	明治42年12月16日勅令第336号
統監府裁判所令	制定	明治42年10月18日勅令第236号
統監府司法庁官制	制定	明治42年10月18日勅令第242号
統監府監獄官制	制定	明治42年10月18日勅令第243号
	改正	明治43年9月30日勅令第366号
統監府司法警察官官制	制定	明治42年10月18日勅令第244号
	廃止	明治43年6月30日勅令第296号
統監府臨時間島派出所官制	制定	明治41年4月10日勅令第86号
	改正	明治42年4月5日勅令第79号
	廃止	明治42年10月30日勅令第315号
統監府中学校官制	制定	明治43年3月28日勅令第99号

一九〇五年二月の段階では、統監のもとに勅任の総務長官、勅任又は奏任の農商工務総長・警務総長を一人ずつ置いた。奏任官としては、秘書官（専任一人）・書記官（専任七人）・警視（専任二人）・技師（専任五人）・通訳官（専任一〇人）がそれぞれ置かれた。判任官は、専任四五人が定員となった。奏任官については、内閣総理大臣を経てその進退を上奏し、判任官以下については、「専行」することができた。

また、一九〇四年八月二二日の第一次日韓協約にて、韓国政府は日本政府の推薦する日本人を顧問として、韓国政府に招聘するように定められた<sup>32</sup>。招聘された人物に対する監督権も統監に付与された。

総務長官は統監の補佐であり、「統監事故アルトキハ統監ノ定ムル所ニ依リ韓国守備軍ノ司令官又ハ総務長官臨時統監ノ職務ヲ代理ス」とある。総務長官は臨時統監となり、職務を代行する可能性もあった。枢密院における統監府設置の審議にて、枢密院議長伊藤博文は「総務長官位ノモノカニニ師団ヲ牽ユル大将ニ命ヲ下シ得ルモノニアラス<sup>33</sup>」と発言している。総務長官に臨時統監として職務代行させるのかは、「大謀略」としてその都合に合わせて、韓国守備軍の司令官又は総務長官のいずれかを臨時統監とするという趣旨での発言であった。そもそも文官である統監に、軍隊の命令権を付与させることが問題となっていた。ましてや、大将は親任官であるのに対して、総務長官は格下の勅任官であった。それゆえに、仮に総務長官が臨時統監となった場合、勅任官が親任官に命令を下すという逆転現象が発生することになった。

一九〇七年三月五日の官制改正では<sup>34</sup>、総務長官の次席に勅任又は奏任官たる外務総長が置かれ、同年九月一九日の改正には<sup>35</sup>、親任官の副統監が置かれた。この改正で、統監の職務代理者が、明確に副統監と定められた。勅任官レベルの変化としては、外務総長・農商工務総長・警務総長の設

置が官制上では削除され、勅任官たる参与官二名が定員数として規定された。

### 三 統監府の内部部局

統監府官制において、統監府内部の分課を定めた条文は存在しない。分掌規程についても、統監府が設置されてから一年間以上、制定されなかつたと考えられる。一九〇七年四月二七日の「統監府事務分掌規程」（統監府訓令第一〇号）では、総務部・外務部・農商工務部・警務部及び法制審査会の四部一會体制が発足する。統監府内局の組織変遷をまとめたのが（表6）である。総務部には、秘書課を筆頭に、いわゆる官房三課と呼ばれる、人事課・文書課・会計課が置かれる。特質的な課としては、地方課が挙げられる。地方課の分掌事務は、地方行政に関する事務、教育及び宗教に関する事務、兵事及び戸籍に関する事務、銀行及び金融に関する事務、土木に関する事務と、広く内政事項を取り扱った。

外務部は、韓国課と外国課の二課が置かれた。韓国課は韓国政府との交渉や外国人関連の案件を分掌した。また、謁見や叙勲についても扱った。外国課は、各国領事館との交渉・外国人関係の事務・条約及び取極書に関する案件を担当した。

農商工務部には、商工課・農林課・水産課・鉞務課がそれぞれ設置された。中でも商工課は、商工業関係の事務に加えて、移民保護や交通運輸に関する業務を担当した。警務部は、警務課・保安課・衛生課の三課体制が取られ、保安課にて高等警察に関する事務、行政警察に関する事務、司法警察に関する事務、裁判及び監獄に関する事務を分掌した。

法制審査会は、条約と法令の提案と疑義、その他重要事項を審議する組織であった。委員長と若干名の委員で構成され、それぞれ統監府の高等官



(奏任・勅任官) から任命された。

分掌規程は、同年一〇月九日には統監府訓令第二号として改正される。四月の段階で設置されていた総務部が統監官房となり、総務部管下の地方課が地方部に昇格となる。地方部はこれまで地方課が分掌していた地方行政・宗教及び教育・金融に関する事務を引き継いだ。それに加えて、農商工務部及び警務部は廃止となり、地方部が殖産・司法及び警察に関する事項をも新たに担当した。また、法制審査会に関する条文も削除される。組織として単独の条文が存在するわけではないが、文書課を規定した第三条の第四項に、「参与官会議ニ関スル事項」という文言が存在する。外務部についても、従来規定されていた韓国課と外国課に関する条文が削除された。四月から一〇月にかけての改正は、統監府内部の組織分課が簡略化されたと評価できる。

その一方で、人事課については新たに、「韓国高等官吏ノ任免ニ関スル事項」という条文が盛り込まれた。一九〇七年七月二四日に第三次日韓協約が締結される<sup>36</sup>。同協約は韓国内政全般を統監が掌握する内容であった。第四条には、「韓国高等官吏ノ任免ハ統監ノ同意ヲ以テ之ヲ行フコト」と定められた。それゆえに、人事課において、韓国高等官の任免に関する事務を取り扱った。分掌規程は、一九〇九年一〇月二二日に再度改正される<sup>37</sup>。このときは組織編成に大きな変化は生じなかった。

一九一〇年九月三〇日に朝鮮総督府が設置される。それに伴い統監府は、廃止となる。

## 第二節 朝鮮総督府における組織変遷

### 一 朝鮮総督と朝鮮総督府

一九一〇年の「韓国併合」に伴い、朝鮮総督府が設置された。以後、日本が敗戦する一九四五年まで三五年にわたって朝鮮を統治したが、その機構はその間にさまざまな変遷を経験した。既に、(表3)で示したように三五年間で「朝鮮総督府官制」は、五一回の改正を数えたのである。

朝鮮総督府の統治は、統監府と同様に朝鮮総督府の内部部局と、個別の勅令によって設置される「所属官署」を通じておこなわれたが、(表1)これら全般にわたって朝鮮総督府を統轄したのが朝鮮総督である。それでは、朝鮮総督とはどのような統治者として定められていたのだろうか。「朝鮮総督府官制」(明治四三年九月三〇日勅令第三五四号)を見ると、第二条から第七条までが、総督の位置づけを規定している。第二条で、総督は親任官であり陸海軍大將から任用することが定められている。そして、第三条では、「天皇ニ直隸シ委任ノ範囲内ニ於テ陸海軍ヲ統率シ及朝鮮防備ノ事ヲ掌ル」とある。総督は天皇に直隸し、かつ、陸海軍を統率し、「朝鮮防備」にあたるのが最重要の職掌であった。

以上のように、朝鮮総督は天皇から直接、朝鮮統治の責任者として任用され、また現役の陸海軍大將という立場から、軍事力をもって朝鮮を確保することができた。一方、内政においては、内務・財務・殖産・法務・警務などをはじめとする「諸般ノ政務」を統轄したが、同じ植民地である台湾の総督とは異なる地位を有していた。すなわち、台湾総督は内閣総理大臣あるいは所管の大臣の監督を受けることとされたが、朝鮮総督は自身の政務について、「内閣総理大臣ヲ経テ上奏ヲ為シ及裁可ヲ受ク」と規定されており、この規定は日本政府の監督権をきわめて制限的に解釈する根拠と

なつた<sup>38</sup>。

たとえば、「朝鮮総督府官制」では、官房と部、その下に局を設置する事が規定されたが、各組織の具体的な分掌事務は、「訓令」という総督の命令により定めることができた。朝鮮総督府の外部機関として個別の官制が制定された「所属官署」についても、総督の管理下に置かれることを明確にする条文が組み込まれた<sup>39</sup>。

続いて「朝鮮総督府官制」の第四条では、職権又は特別の委任により、朝鮮総督府令を発することができると定められ、一年以下の懲役もしくは禁固・拘留・二〇〇円以下の罰金又は科料の罰則を付することができた。また、総督は「制令」という命令を発することができた。「制令」は朝鮮において、法律に代わるものであり、朝鮮総督の命令（「制令」）は、「内閣総理大臣ヲ経テ勅裁を請フ」とされたが、「臨時緊急ヲ要スル場合」には、総督は直ちに命令を出すことが許された<sup>40</sup>。

このように朝鮮総督は、軍事・行政・立法と広範な職掌を有し、これを実行するためには、巨大な統治機構が必要となった。朝鮮総督府が過去に例がないほど巨大な機構で、かつ多岐にわたる業務を掌っていた理由はまさにここにある。ここでは、巨大な統治機構である朝鮮総督府の組織群のうち、主に内部部局を対象として、その組織構造と変遷を歴史的文脈に即し、画期となった三つの時期に分けて追っていく。第一期は、一九一〇年の朝鮮総督府設置から一九一九年までの「武断統治期」と呼ばれる時期とする。第二期は、一九一九年の「三・一独立運動」後から戦時体制へと移行する一九三七年までの時期とする。第三期は、戦時体制期から敗戦を迎える一九四五年までの時期とする。

## 二 武断統治期の朝鮮総督府

本項では初期の朝鮮総督府について組織の変遷を追跡したい。一九一〇年八月二十九日、「韓国併合ニ関スル条約」<sup>41</sup>に基づいて日本が韓国を併合したことを承けて、同日の「朝鮮総督府設置ニ関スル件」<sup>42</sup>により、朝鮮総督府の設置が決定し、九月三〇日に「朝鮮総督府官制」<sup>43</sup>が公布され、一月一日から施行されることで正式に朝鮮総督府が発足した。

それぞれの組織は、一〇月一日に発布された「朝鮮総督府事務分掌規程」<sup>44</sup>によって規定され、編成された。分掌規程は訓令によって定められた。本府と呼ばれる内部組織を簡単に示すと（表7）のようになる。

これに見るように、朝鮮総督府は総督官房・総務部・内務部・度支部・農商工部・司法部の一官房五部制で始まった。また、総務部下に外事局・人事局・会計局を置き、内務部下に地方局・学務局を置き、度支部下には司税局・司計局を置き、農商工部下に殖産局・商工局を置いた。また、所属官署として警務総監部・鉄道局・通信官署などを設置した。

警務総監部は植民地朝鮮の「治安」を担う重要な位置を占めていた。日本は統監府時代から韓国警察の掌握を始めており、一九一〇年六月に韓国警察が統監府に委託されると、警務総監部が設けられた<sup>45</sup>。警察官署官制では、地方に警務部が設置、また各地に警察署が設けられた<sup>46</sup>。警務総長は韓国駐劄軍司令官が兼任し、地方では各道の警務部長が憲兵隊長を兼ね、憲兵警察制度が発足した。

一九一〇年一〇月に改めて所属官署官制が制定されると、警務総監部は中央の警察機構として、高等警察課・警務課・保安課・衛生課を置いた<sup>47</sup>。なかでも高等警察課は、秘密結社や宗教、社会主義思想などの調査と取締の役割を担った点で日本の特別高等警察と対応するものである。高等警察課は機密係と図書係から構成され、機密係は、査察に関する事項、集会・

【表7】明治43年10月1日朝鮮総督府訓令第2号

部	局	室・課
5	9	26
総督官房		秘書課
		武官室
総務部	外事局	
	人事局	
	会計局	
		経理課
		営繕課
		文書課
内務部		庶務課
	地方局	
		地方課
		土木課
		衛生課
	学務局	
		学務課
		編輯課
度支部		庶務課
		税関工事課
	司税局	
		税務課
		関税課
	司計局	
		予算決算課
農商工部		財務課
		庶務課
	殖産局	
		農務課
		山林課
		水産課
	商工局	
	鉱務課	
司法部		商工課
		庶務課
		民事課
		刑事課

多衆運動及び結社に関する事項を扱い、図書係は新聞、雑誌、出版物・著作物を扱った<sup>48</sup>。当時、警察において憲兵の配置は課によって異なり、高等警察課は唯一、課長クラスにまで憲兵が配属されていた<sup>49</sup>。また、朝鮮の憲兵隊は日本内地の制度と異なり、軍事警察業務については陸軍大臣の指揮を受け、普通警察業務については朝鮮総督の指揮を受けており、さらに警察業務以外に犯罪即決、民事訴訟調停などの司法機能も備えていた点で<sup>50</sup>、朝鮮の「治安」に絶大な権力を有していたといえる。

これに加え、鉄道局も朝鮮統治の基盤となった主要な組織であった。鉄道局は一九一〇年九月に設置され、朝鮮における国有・私設両鉄道の管理と監督を担ったが<sup>51</sup>、朝鮮国有鉄道は一九一七年七月に南満洲鉄道株式会社（以下「満鉄」という。）に経営を委託することとなった。朝鮮と満洲は「国境」を接しており、統一した鉄道の経営を行うのが最適であると判断されたためであった<sup>52</sup>。それに同時に、所属官署としての鉄道局は、朝鮮総督官房鉄道局に改編された。

また、このときの所属官署として重要なものに、「臨時土地調査局」と「林野調査委員会」がある。このふたつの調査は日本が朝鮮を植民地にするにあたって、確実な地稅徴収と森林資源確保のために最初におこなわれた事業である。

土地調査事業については、地稅徴収のための帳簿作成などの準備が統監府時代からはじまった<sup>53</sup>。事業当初は一九一〇年三月に韓国政府内に設置された土地調査局が担ったが、併合後は一九一〇年一〇月に朝鮮総督府の下に臨時土地調査局が置かれ、事業がすすめられた<sup>54</sup>。調査内容は土地所有権の調査、土地価格の調査、地形調査の三つであり、土地・地稅・地図の完全な制度化を図った<sup>55</sup>。当初は庶務課・調査課・測量課の三課体制で始められたが、一九一三年九月の改編で六課編成（総務課・技術課・調理

課・測地課・製図課・整理課）となり、総務課に係争地係を新設した<sup>56</sup>。これは、もともと査定について不服申告を扱う別組織として高等土地調査委員会が設置されていたが、事業が進行するにつれて紛争事件が多発したため新設したものである<sup>57</sup>。事業の完了は一九一八年一月であった<sup>58</sup>。

林野調査とは林野の所有者（国有／私有）を確定する調査である。すでに一九〇八年に日本は韓国政府に森林法を施行させ、届出を通じた林野の所有権区分に着手していたが<sup>59</sup>、一九一八年五月一日、土地調査事業が終了する直前に「朝鮮林野調査令」が公布されると、本格的に開始された<sup>60</sup>。

業務は行政単位で分掌され、林野の測量と現地調査は府・面で担当し、査定は道でおこなった<sup>61</sup>。林野調査委員会は査定の不服申請に対する裁決のために設置されたものである<sup>62</sup>。委員長と委員一〇人からなり、委員長は政務総監が務め、委員には朝鮮総督府の判事や高等官が含まれた<sup>63</sup>。実質的な査定業務は一九二四年に終了したが、不服の処理を含めた事務が終了したのは一九三五年<sup>64</sup>、林野調査委員会が廃止となったのは一九三九年六月であった<sup>65</sup>。

こうして始まった朝鮮総督府の機構に最初の改編が施されたのは一九一二年三月三〇日である<sup>66</sup>。まず、これまでの総務部が改められ、官房総務局となった。総務課・人事課・会計課と印刷所を置き、総務部文書課の業務は総務課が継承した。あわせて総務部外事局も官房の一局として独立し、また内務部に置かれていた土木課が官房土木局に改められた。これにより、官房は総務局・外事局・土木局の三局を置くようになり、官房総務局に「官房三課」が置かれるようになった。同時に、内務部は地方局と学務局の二局制となり、さらに、農商工部においても商工局が廃止、殖産局と農林局に改組され、農林局に農務課と山林課、殖産局に水産課・商工課・鉱務課が置かれた。一方、所属官署においては、警務総監部の管掌業務に変更があっ

た。それまで内務部地方局衛生課が担っていた衛生業務と、度支部司税局関税課で扱っていた檢疫業務と密漁取締が移管され<sup>67</sup>、これによって獣疫と港務が業務に加えられたのである<sup>68</sup>。

次に機構が改められたのは、一九一五年五月一日である<sup>69</sup>。このときはすべての局に改編が加えられた。まず、これまでの総督官房外事局が外事課となり、官房には秘書課・武官室・参事官室・外事課・総務局と土木局が置かれた。さらに、内務部・度支部・農商工部・司法部において局制が廃止され、すべての課が部に直結するようになった。ただし、内務部学務局のみ残置された。この改編は、「事務の簡捷を期する為め、各部長官の下に局長を置く制度を全廃し、各部長官をして直接各課の事務を指揮せしめること」<sup>70</sup>を目的に行われたものであった。また、業務の簡素化という点では、官吏の定員数を削減させた点を挙げることができる<sup>71</sup>（表8）。

### 三 「三・一独立運動」後の朝鮮総督府

朝鮮総督府の官制が劇的に変化するのが一九一九年八月二〇日に行われた改編である<sup>72</sup>。すでに一九一九年四月、関東都督府が関東庁に改組されたように、植民地行政の見直しが行われていたことは第一章で触れたが、朝鮮においては、一九一九年三月一日に起こった「三・一独立運動」が直接の背景にあった。この運動は、京城と平壤で「独立宣言書」を読み上げ、街頭行進をしたことを皮切りに、全土に広がった。朝鮮民衆による独立回復を訴える示威運動は、日本の憲兵隊が動員される事態にまで発展し、多くの死傷者を出し、朝鮮総督府を揺るがせた。同時に、日本内地でも朝鮮総督府・台湾総督府・関東都督府の長官任用が武官に限られていたことが問題視されていたため、三・一独立運動の事態は植民地における武官総督制廃止の追い風となった<sup>73</sup>。一九一九年八月一二日に新総督として着任した

齋藤実は一般民衆に対して、「朝鮮ノ文化及旧慣ニシテ苟クモ採ルヘキモノアラハ之レヲ採リテ統治ノ資ニ供シ更ニ各般ノ行政ニ刷新ヲ加エ且ツ将来機ヲ見テ地方自治制度ヲ実施シ以テ国民ノ生活ヲ安定シ一般ノ福利ヲ増進センコトヲ期ス<sup>74</sup>」と発表し、これまでの統治方式を改め、朝鮮の慣習や文化を一定程度認めて生活上に力を入れるとした。

これにより、朝鮮総督府の機構は大幅な改編が施され、まず、これまでの部がすべて局に変更された。これにより、内務局・財務局・殖産局・法務局・学務局・警務局の六局制となった（表9）。このとき新設されたのが学務局と警務局であるが、学務局は併合当初の官制から内務部下に学術・教育を掌る部署として置かれていたものが、局として独立、昇格したものである。また、警務局は警察行政を掌る局であるが、これまでの朝鮮総督府においては、警察は所属官署として置かれていたものを、本府内に局として設置したものである。

あわせて、警察のあり方にも大きな変更があった。先述のとおり、武断統治期の朝鮮においては憲兵警察制度が採用されていたが、このときの改編によってこれまで所属官署であった警務総監部は廃止、普通警察へ移行した。地方（道）の警務部も廃止され、警察は道知事の管轄となった<sup>75</sup>。その反面、機構は拡充され、「一府郡一警察署」、「二面一駐在所」が実現し、警察官の数は以前より増加した<sup>76</sup>。「治安維持」という面では、これまでの抗日パルチザン運動に加えて、一九三〇年代以降、朝鮮民衆における社会主義運動の広がり警察の重要課題になった<sup>77</sup>。

この時期の所属官署では鉄道に動きがあった。一九一七年におこなわれた朝鮮国有鉄道の満鉄への経営委託には、その前提として満鉄と清朝政府が借款により敷設することとなっていた吉長鉄道（吉林―長春間）の存在があった。吉長鉄道は、辛亥革命の影響もあり、一九一八年一月に満鉄が



【表8】大正4年5月1日朝鮮総督府訓令第26号

部	局	室・課・所
4	3	26
総督官房		秘書課
		武官室
		参事官室
		外事課
	総務局	
		総務課
		人事課
		会計課
		印刷所
	土木局	
		土木課
		営繕課
内務部		第一課
		第二課
	学務局	
		学務課
	編輯課	
度支部		稅務課
		関稅課
		司計課
		理財課
		専売課
農商工部		農務課
		山林課
		水産課
		商工課
		鉱務課
司法部		法務課
		監獄課

【表9】大正8年8月20日朝鮮総督府訓令第30号

局	部	室・課・所
6	3	36
総督官房		秘書課
		参事官室
		外事課
	庶務部	
		文書課
		会計課
		統計課
		臨時国勢調査課
		印刷所
	土木部	
		土木課
		営繕課
	鉄道部	
		監理課
		工務課
内務局		第一課
		第二課
財務局		稅務課
		関稅課
		司計課
		理財課
		専売課
		臨時関稅調査課
殖産局		農務課
		山林課
		水産課
		商工課
		鉱務課
	地質調査所	
		庶務係
	調査係	
法務局		法務課
		監獄課
学務局		学務課
		編輯課
		宗教課
警務局		警務課
		高等警察課
		保安課
		衛生課

経営の委任を受けることが決まったものの、一九二〇年八月ようやく開通し、長春において満鉄本線と接続されることとなった。満鉄はさらに、吉長鉄道を朝鮮の会寧まで延伸し、朝鮮国有鉄道と接続することを企図していたが実現しなかった<sup>78</sup>。結局、吉林—会寧間の鉄道敷設が実現せず、また朝鮮総督府は朝鮮全土における産業開発に乗り出すこととなり、鉄道の経営は朝鮮総督府が直接担当することが得策と考えられたため、一九二五年四月、朝鮮総督府による直接経営に復帰することとなり、それに伴い、所属官署としての鉄道局が再度設置され、朝鮮国有鉄道及び私設鉄道の管理・監督を担うようになった<sup>79</sup>。

産業開発の前進にともない、これ以降の朝鮮総督府では産業部門の行政の統一が進められた。産業関係部局の新設として改編がおこなわれたのが、一九二六年六月一日の改編と一九二七年五月二六日の改編である。

一九二六年六月一日の改編では、新たに山林部が設けられ、部内に林務課・林産課・造林課を置いた<sup>80</sup>。先述の林野調査事業に見たように、朝鮮総督府の山林行政は森林法による地籍届出にはじまり、林籍調査などによる国有林／民有林制度の確立に進んだ<sup>81</sup>。当初から本府の山林課（殖産局・農林局）と所属官署の営林廠によつて業務が分掌されてきたが、一九二六年「朝鮮林政計画」の樹立にともない、中央機関として林政を統一して管掌するために設置されたのが山林部であった<sup>82</sup>。

林政の改編とともに、農政についても改められた。同じく一九二六年六月一日の改編において、殖産局に土地改良課・水利課・開墾課が整備されたが、これには、一九二〇年代に入つて進められた「産米増殖計画」という政策が背景にあった。日本では一九一八年の米騒動で米不足が明らかになり、また都市生活者の増加で食糧の消費量が増加していたため、朝鮮総督府は一九二〇年から内地の米不足解消を目的として、朝鮮米増産政策（産

米増殖計画）をすすめ、農地整備として土壌や品種の改良、水利施設の確保をはじめた<sup>83</sup>。上記三課はこの政策推進のために設けられたものである。

土地改良課は、朝鮮における土地改良事業に関する事務を掌るとして一九二〇年一月八日の改編で殖産局のもとに設置され、「水利、開墾、土地改良」を主管業務とした<sup>84</sup>。産米増殖運動の進展にともない、土地改良課の業務は一九二六年六月一日の改編で分化、拡充され、水利課と開墾課が新設されたのである<sup>85</sup>。この三課は翌一九二七年五月二六日に改編され、殖産局から独立した土地改良部に集約された<sup>86</sup>。

このようにして、産業部門の行政がまとめられていくなか、一九三二年七月二七日の改編において、七つめの局として新たに農林局が設置され、山林部と土地改良部は農林局に吸収された。農林局は農務課・土地改良課・水利課・林政課・林業課の五課からなり、農政・林政の統一がはたされた。これにともなつて、殖産局も改められ、商工課・鉱務課・水産課の三課となり、燃料選鉱研究所・商工奨励館を管下に置いた（表10）。

殖産局はその後商・鉱・水産を軸としながら、日中戦争の展開につれ産金課や燃料課を増設していくようになる。一方、農林局ではこの後も変転を続けながら戦時体制へ入つていった。設置の翌年である一九三三年八月四日の改編で、農務課にかわつて農政課と農産課が設置されたが、さらに一九三六年一〇月一六日の改編では、農政課と農産課は廃止、ふたたび農務課が置かれ、加えて農村振興課と米穀課が置かれるようになった。

なかでも農村振興課は、一九三二年六月に総督に就任した宇垣一成の農業政策に関わる一課であった。宇垣一成は、農業政策の主眼として「春窮退治、借金退治、借金予防」をスローガンにした農村振興運動を開始した<sup>87</sup>。この運動は、農家の調査や指導を行うことで、農村経済の「自力更生」を試みたものだが、そのため、里・洞といった末端の行政単位にまで農村振

【表10】昭和7年7月27日朝鮮總督府訓令第46号

局	部	室・課・所
7	0	32
總督官房		秘書課
		審議室
		外事課
		文書課
		會計課
		臨時国勢調査課
内務局		地方課
		土木課
財務局		稅務課
		司計課
		理財課
殖産局		商工課
		鉦務課
		水産課
		燃料選鉦研究所
		商工奨励館
		地質調査所
		庶務係
		調査係
農林局		農務課
		土地改良課
		水利課
		林政課
		林業課
法務局		法務課
		行刑課
学務局		学務課
		社会課
		編輯課
警務局		警務課
		保安課
		図書課
		衛生課

興委員会を組織し、「農家の台所」に直接関与しようとした<sup>88</sup>。農村振興課はこの運動の展開にともない、農村の整備統制を担った農政課に替わるかたちで設置されたのである。「農村振興二関スル諸般ノ調査、研究企画二関スル事項」をはじめとして、「農家更生計画二関スル事項」、「農村振興委員会二関スル事項」、「小作二関スル事項」、「自作農創設維持二関スル事項」、「農家ノ副業二関スル事項」、「農業者ノ移住二関スル事項」を掌った<sup>89</sup>。農村振興運動は経済的な成果は十分に得られなかったが、朝鮮農民に「勤勉」性を注入する試みとして、一九三五年以降には「物心一如」の運動として「心田開発運動」が並行的に展開されるようになり、さらには、「国民総力農山村生産報国運動」などの「皇国臣民化」を軸とした戦時動員体制へと再編成されていくことになった<sup>90</sup>。農村振興課は一九四〇年一〇月一六日の官制改正で廃止、業務は農政課・農産課に継承された<sup>91</sup>。

以上のような内政的な情勢に加え、この時期には満洲事変の勃発とこれに続く「満洲国」の成立という、朝鮮統治に大きな影響をもたらす出来事が起きた。満洲国成立後、満洲全域が関東軍の全面的なコントロール下に置かれることとなり、前述のとおり、頓挫していた吉林―会寧間の鉄道敷設が、一九三三年九月に京図鉄道（満洲国の首都新京―図們間）として実現することとなった。そして、朝鮮総督府と満鉄との間で、北鮮鉄道（朝鮮北部の鉄道の総称）及び羅津港の経営委託が協定された。満鉄は清津に北鮮鉄道管理局を設置し、その任に当たった。一九三六年六月には雄基・清津の両港も朝鮮総督府から借り受けることとなり<sup>92</sup>、日本海を介して朝鮮北部と満洲国を繋ぐ交通路が成立した<sup>93</sup>。北鮮鉄道の満鉄への委託に際して、満鉄に対する監督者は朝鮮総督とされ、また朝鮮総督府鉄道局の従事員は満鉄に引き継がれると規定されていた<sup>94</sup>。満鉄による北鮮鉄道と朝鮮港湾の経営は、日本の敗戦まで継続することとなる。

また、満洲国の成立は朝鮮人の満洲への移民政策を推進させることとなった。一九三六年八月、朝鮮総督府の指令に基づき、鮮滿拓殖株式会社（一九三八年七月満鮮拓殖株式会社に改称）が設立されるなど、朝鮮から満洲国への移民が大々的に奨励されることとなった<sup>95</sup>。また、「独立国家」としての満洲国が成立し、満洲国において日本人及び朝鮮人に適用されていた治外法権撤廃の議論が出る中で、在満朝鮮人の国籍問題と在満朝鮮人に対する教育行政権問題が浮上してきた。国籍問題とは、在満朝鮮人を満洲国国籍とするか、日本国籍とするかという問題であり、教育行政権問題とは在満朝鮮人に対する教育行政を朝鮮総督府と満洲国のいずれが担うかという問題である<sup>96</sup>。そうした問題に対応するため、一九三九年八月にそれまでの朝鮮総督官房外務部を昇格させる形で、朝鮮総督の直接管理下に外務部が置かれることとなった。外務部には在朝鮮人に関する事務を掌管する外務課と、朝鮮人開拓移民の事務を掌管する拓務課が置かれた<sup>97</sup>。なお、一九四一年一月に外務部は廃止され、その業務は司政局の外務課・拓務課に移管された<sup>98</sup>。一九四二年一月の朝鮮総督府官制改正では、司政局拓務課の業務が外務課に統合され<sup>99</sup>、一九四三年二月の司政局廃止に伴い<sup>100</sup>、外務課の業務は朝鮮総督官房文書課が担うこととなる<sup>101</sup>。

#### 四 戦時体制期の朝鮮総督府

この時期の朝鮮総督府の大きな転換点としては、以下の二つがあげられる。一つめは、一九四二年一月一日、日本の中央政府に大東亜省が設置されたことを受けて、行政機構の改編が行われたことである。いわゆる行政機構簡素化であるが、植民地機構にとっては、日本政府による監督強化の意味を持った。内外地行政一元化<sup>102</sup>と称したこの改正は一九四二年九月一日閣議で決定され、拓務省廃止、朝鮮・台湾の行政事務の内務省移管、

【表11】昭和18年12月1日朝鮮総督府訓令第88号

局	部	室・課・所
6	0	55
総督官房		秘書官室
		文書課
		人事課
		監察課
		情報課
		地方課
		会計課
		調査課
		地方官吏養成所
財務局		税務課
		司計課
		理財課
		管理課
		専売総務課
		専売事業課
		税務官吏養成所
		専売印刷工場
		専売製菓工場
	専売研究所	
鉱工局		企画課
		鉱山課
		鉄鋼課
		軽金属化学課
		燃料課
		電気課
		林産課
		土木課
		労務課
		燃料選鉱研究所
		鑿岩工養成所
		林業技術員養成所
		土木試験所
		地質調査所
		庶務係
	調査係	

農商局		農務課
		糧政課
		農業資料課
		耕地課
		水産課
		商務課
法務局		農業土木技術員養成所
		総務課
		民事課
学務局		刑事課
		学務課
		錬成課
		編修課
警務局		社会課
		中堅青年修練所
		警務課
		警備課
		経済警察課
		保安課
		図書課
	衛生課	

樺太を昭和一八年度から内地編入することが定められたが、さらに、朝鮮総督の権限についても変更が加えられた。朝鮮総督は、従来、「天皇に直隸する」として中央政府の監督権が制限されていたが<sup>103</sup>、この改正により、内務大臣が朝鮮総督に対して「統理上必要なる指示」ができること定められたのである<sup>104</sup>。二つめは、一九四三年一月一日に、日本内地に軍需省が設置されたことにもない、朝鮮総督府のすべての局に改編が施されたことである<sup>105</sup>。これにより、内地の軍需省と農商省に対応させるかたちで鉱工局と農商局が新設され、内務局の後継である司政局<sup>106</sup>は廃止、業務が総督官房へ移された点が大きな転換である(表11)。

以上の転換点に加えて、組織の具体的な改編においては、日中戦争を契機として太平洋戦争へつらなる戦時体制期に、朝鮮が人と物資の供出、資源の確保を担う兵站基地としての役割を果たすようになったことが重要である。この役割にしたがって、朝鮮総督府という機構は次々と改編を迫られるようになったのである。

まず、食糧統制という側面で見ると、農林局米穀課の変転があげられる。米穀課は一九三六年一月一六日の改編で農村振興課とともに新設された一課である。米穀の生産・流通・統制を担い、米の改良増産や取引価格の調査、輸出入管理や穀物検査を扱ったが<sup>107</sup>、戦時体制が確立される過程において、食糧の統制は重要な課題となったため、一九四〇年二月三日の改編で米穀課は廃止、新たに糧政課と食糧調査課が置かれ、米穀課の業務が分立、拡充された。糧政課は主に米穀課の業務を継承して米穀の統制にあたり、食糧調査課は米穀と雑穀の生産費、生産高、現在高、移動について扱った<sup>108</sup>。一九四二年一月一日の改編で食糧調査課は廃止、業務は糧政課に引き継がれた。糧政課は日本敗戦まで存続し、食糧の統制整備に加えて「穀類ヲ原料トスル工業」に関する事項も担うようになった<sup>109</sup>。

次に、資源確保と物資の動員という面においては、一九三九年一月二十九日に新設された企画部の推移を見ることが出来る。企画部は朝鮮における動員政策の中心を担った部署であるが、もともと、総督官房に置かれた資源課と殖産局臨時物資調整課を統合して設けられたものである。総督官房資源課は、日中戦争勃発後の一九三七年九月一日の改編で、資源調査、総動員計画、防空を担う一課として設置された<sup>110</sup>。防空業務はその後警察へ移管されたが<sup>111</sup>、他方、一九三八年九月二十八日には戦時物資の需給を扱う臨時物資調整課が殖産局に設けられた<sup>112</sup>。企画部はこれらをあわせた総合的な部局として置かれ、動員計画と実施を扱う第一課、鉱物資源を扱う第二課、燃料や工業品を扱う第三課で構成された<sup>113</sup>。さらに一九四〇年七月一日には第四課が増設され、燃料に関する業務を特化して扱うようになった<sup>114</sup>。企画部は一九四一年一月一日に再編され、計画課・物資調整第一課・物資調整第二課・物資調整第三課・物価調整課の五課体制となった。動員計画を担った第一課が計画課に改称し、それまで殖産局に置かれていた物価調整課が移管されたかたちになった<sup>115</sup>。企画部は一九四二年十一月一日の改編で、総督官房業務が分化して設けられた総務局へ移管、企画室と改称したが<sup>116</sup>、一九四三年一月一日の朝鮮総督府の全面改組によって、新設の鉱工局へ企画課として移され<sup>117</sup>、最後の改編である一九四五年四月十七日に動員課と改称された<sup>118</sup>。

生産部門の改編という点では、これまでの殖産局と農林局が解体され、鉱工局と農商局に再編されたこともこの時期に特徴的なことである。一九四三年一月一日に日本内地で軍需省が新設され、同時に農林省が農商省に改編したことにもない、朝鮮においても生産部門の行政が軍需に特化した部門と残りの部門に分化した。殖産局の後継として設置された鉱工局は、企画課・鉱山課・鉄鋼課・軽金属化学課・燃料課・電気課・林産課・

土木課・労務課からなり、農林局の後継として設けられた農商局には、農務課・糧政課・農業資料課・耕地課・水産課・商務課が置かれるようになった<sup>119</sup>。

人の動員という面では、労務課の設置と移り変わりを挙げることができ。労働・失業については、もともと内務局社会課が扱っていたが、一九四一年三月一三日に労働部門が社会課から分化し、労務課として設置された。すでに戦時労働力の整備は焦眉の課題であり、「労務ノ需給調整」、「労働力ノ保持増強」、「国民職業能力ノ登録及国民徴用」が管掌事項に含まれた<sup>120</sup>。同年一月一九日には保健・社会事項を掌る厚生局が新設され、労務課はそこへ移管されたが<sup>121</sup>、約一年後の一九四二年一月一日の改編で厚生局が廃止、内務局の後継である司政局に戻された<sup>122</sup>。その後、労務課は一九四三年二月一日の全面改組時に鉱工局へ移管され<sup>123</sup>、翌一九四四年一月一五日に勤労調整課・勤労働員課・勤労指導課の三課に分化した<sup>124</sup>。これらは、一九四五年一月二七日に鉱工局下に勤労部が新設されたことでまとめられ、勤労部には調整課・動員課・指導課が設けられた。調整課は国民動員計画や国民登録を主管し、動員課は国民徴用や労働動員の実施を扱い、指導課は動員された人の管理や訓練などを扱った<sup>125</sup>。勤労部は一九四五年四月一七日の最後の改編で、勤労第一課と勤労第二課に再編され、動員計画の策定と実施、人の募集や確保を第一課が担い、人の管理、訓練、養成、さらには「勤労思想ノ普及宣伝」を第二課が担うようになった<sup>126</sup>。

軍事・兵事面での動員としては、中国戦線での兵員不足に対応するため、一九三八年二月、日本政府により「朝鮮人特別志願兵制度」が閣議決定され、同年四月には朝鮮総督の管理下に所属官署として「朝鮮総督府陸軍兵志願者訓練所」が設置されている<sup>127</sup>。この「朝鮮総督府陸軍兵志願者訓練所」は、日中戦争の長期化と太平洋戦争勃発に起因する即時の兵員養成に

対応するため、一九四四年二月に「朝鮮総督府軍務予備訓練所」に改編されることとなった<sup>128</sup>。

以上のように、日中戦争の長期化と太平洋戦争の開戦は、朝鮮の統治にも多大な影響をもたらし、それは朝鮮総督府の組織変遷に如実に現れる形となった。度重なる組織上の改編を経て、日本の朝鮮統治は終焉を迎えることになる。

### 第三章 朝鮮総督府内務局、学務局の変遷過程

#### 第一節 併合初期から一九一九年「三・一独立運動」まで

すでに見てきたように、朝鮮総督府は比類のない巨大な統治機構であり、またその内に抱えた部署も多岐にわたり、そのために組織の改編も多数回に及んだといえるが、それでは、朝鮮総督府の機構は実際にはどのように変遷したのだろうか。本章では部局の変遷を局や課の具体相からたどってみたい。そのため、ここでは、朝鮮総督府内務局（以下「内務局」という。）と朝鮮総督府学務局（以下「学務局」という。）を事例として取りあげる。この二局を取りあげるのは、内務局、学務局とも、併合後の最初の官制から設置され、日本統治の終焉まで存続した数少ない局であり、局・課のレベルにおいて統治機構の改編がいつ、どのように行われたのかについて長い期間で追跡することができるからである。その際、日本の情勢変化が及ぼした影響にとどまらず、植民地である朝鮮のもつ固有の背景にも着目してみたい。

日本は朝鮮を植民地にすると、一九一〇年一月の最初の官制で朝鮮総

督府内に総務部・内務部・度支部・農商工部・司法部を置き、内務部内に学務局を置いた。本章で取りあげる内務局は前身を内務部といい、当初は庶務課・地方局・学務局を置き、文書の処理や地方行政、学術・教育行政などを掌った。学務局ははじめ内務部内の組織として、学務課と編輯課を置き、主に学校や教員、教科書に関する業務を掌り、のち内務部から独立した一局に昇格した。興味深いことに、内務局（内務部）と学務局の間では、管掌業務の移管のみならず、その業務を預かる部署そのものの移動や統合が行われ、変転を繰り返したという特徴がある。端的な例では、学務局自体が内務部から独立し、学務局と内務局に分離したことがあげられるが、ここでは、そのような局をまたいで行われた改編についても着目してみたい。

一九一〇年八月の「併合条約」によって、日本は韓国を植民地とした。これまでの国号である大韓帝国に代えて「朝鮮」とし、首都であった漢城を「京城」と改称した。統治機構においては、統監府に代えて「朝鮮総督府」を置き、統監から「総督」とした。統監の伊藤博文と曾彌荒助が文官であったのに対し、総督は天皇が直接任命する現役の陸海軍武官に限られ、武断統治が開始した<sup>129</sup>。

それでは、このときの内務部と学務局はどのような組織であったのだろうか。一九一〇年一月一日に施行された「朝鮮総督府事務分掌規程」では、内務部は庶務課・地方局・学務局で構成され、さらに地方局の中に地方課・土木課・衛生課が置かれ、学務局内には学務課・編輯課が置かれた<sup>130</sup>（表7）。

それぞれの扱う事項を見てみると、庶務課では、「其ノ部ニ関スル文書ノ接受及發送ニ関スル事項」、「統計及報告材料蒐集ニ関スル事項」、「部内他課ノ主管ニ属セザル事項」を掌った。地方局地方課では、「地方行政及経済

ニ関スル事項」、「兵事ニ関スル事項」、「救恤及慈善事業ニ関スル事項」、「地理、地籍及土地家屋証明ニ関スル事項」、「公共組合ニ関スル事項」、「宗教及享祀ニ関スル事項」を掌った。同土木課では、「道路、河川、港湾、砂防及水利ニ関スル事項」、「水面埋築及使用ニ関スル事項」、「直轄土木工事及地方土木工事ノ監督ニ関スル事項」、「土地収用ニ関スル事項」、「上水及下水ニ関スル事項」を掌り、同衛生課では、「公衆衛生ニ関スル事項」、「医師、薬剤師、産婆及看護婦ノ業務ニ関スル事項」、「病院及衛生会ニ関スル事項」、「痘苗ニ関スル事項」、「病原検索及分析検査其ノ他衛生試験ニ関スル事項」を掌った。

一方、学務局学務課では、「学校幼稚園図書館其ノ他学制ニ関スル事項」、「教員ニ関スル事項」を掌り、同編輯課では、「教科用図書ノ編輯、頒布検定及認可ニ関スル事項」、「民曆<sup>131</sup>ニ関スル事項」を掌った。

このように、内務部は統計調査、社会事業、地方行政、インフラ整備、医療衛生行政及び教育行政など広く管掌したが、これが改編されたのが一九一二年三月三〇日の官制改正である<sup>132</sup>。まず、内務部庶務課は廃止、土木課が官房に移され、官房土木局に改編した。さらに、衛生事項が警務総監部の衛生課に移管された<sup>133</sup>。これにより、内務部は地方局と学務局の二局制になった。管掌する業務を見ると、地方局は第一課と第二課に再整備され、第一課は「道府郡面行政ニ関スル事項」、「地方費ニ関スル事項」、「府郡臨時恩賜金ニ関スル事項」、「神社及寺院ニ関スル事項」、「宗教及享祀ニ関スル事項」、「兵事ニ関スル事項」、「地理地籍ニ関スル事項」を掌った。なお「臨時恩賜金」は、明治天皇から「朝鮮における産業・教育の奨励発達及び凶歉救済」の名目で各地方に配分され、地方行政の事業費に充てられたものである<sup>134</sup>。次に、第二課は「地方団体及公共組合ニ関スル事項」、「不動産証明ニ関スル事項」、「恤救及慈善ニ関スル事項」、「朝鮮総督府医院及



道慈恵医院二関スル事項」、「済生院<sup>135</sup>二関スル事項」を掌った。これにより、内務部地方局の第一課と第二課は、それぞれ地方行政と社会事業を主管するよう整備された。

学務局では組織の変更はなかったが、学務課の管掌業務に変更があった。「教育、学芸二関スル事項」、「教員二関スル事項」、「学校、幼稚園、図書館二関スル事項」、「朝鮮総督府観測所二関スル事項」、「経学院<sup>136</sup>二関スル事項」が学務課の扱う事項になった。

さらに、三年後の一九一五年五月一日には事務のスピード化をねらって行政が簡素化されたため<sup>137</sup>、内務部地方局は廃止、第一課と第二課は内務部に直属するようになった(表8)。

## 第二節 一九一九年「三・一独立運動」後の改正

### 一 学務局宗教課の設置

内務部と学務局の大きな変化は一九一九年八月の官制改正のときである。前章で見たように、三・一独立運動を経て、朝鮮総督府の機構は大きく変化した。このとき、内務部と学務局にも大きな変化があった<sup>138</sup>。内務部は内務局と改称され、学務局は内務部から独立した一局に昇格した。内務局は、第一課と第二課だけを残し、地方行政と社会事業を主管する部局となった。学務局は、これまでの学務課、編輯課に加え、新たに宗教課が設置され、三課体制となった(表9)。宗教課は「神社及寺院二関スル事項」、「宗教及享祀二関スル事項」を掌るとされ<sup>139</sup>、これまで内務部の第一課で扱っていた宗教行政を担うようになったが、宗教関係事項を新設の一課に預けた背景には三・一独立運動の影響があった。この独立運動で検挙された者の中にキリスト教信者が多数いたこと<sup>140</sup>や、アメリカ人宣教師が独立運動の

経緯や、弾圧に関する現地証言と記録を宣教本部へ伝えていたこと<sup>141</sup>から、宗教行政に改めて目を向ける必要に迫られたのである<sup>142</sup>。

宗教課には、日本から内務省出身の半井清が課長として着任し、特に宣教師対策に力が注がれた。国立公文書館には多くの朝鮮総督府関連資料が収められているが、そのうちのひとつに、朝鮮総督府が出版した『朝鮮統治と基督教』(一九二二年、朝鮮総督府)がある<sup>143</sup>。これは半井が朝鮮総督府のキリスト教政策をまとめたものであるが、これによると、「特に宗教に理解ある人を得る」ために宗教課に一名のクリスチャンを加え、「此基督教信者にして英語に堪能なる囑託は、専ら外国人との連絡機関として親しく外国人に交際し、相互の意思の疎通を図り総督府政治の徹底を期することに勤めて居る」とある<sup>144</sup>。同書によれば、学務局としても宣教師との交流を重視しており、一九一九年八月に開かれた朝鮮在任の外国人宣教師の連合大会に学務局長が参席するなど、外国人宣教師に接触する機会を逃さないようにしていたようである<sup>145</sup>。

### 二 内務局社会課の設置とその変遷

このように、一九一九年八月の改編では、内務局と学務局が分離、学務局に新たに宗教課が設置されたことが大きな変化であったが、次に変化がおとずれるのが、一九二一年七月二七日の改編である。このとき、内務局では第一課と第二課が、地方課と社会課に改称され、管掌業務にも変更が加えられたが、ここでは第二課—社会課の変化に着目したい。なぜなら、社会課は一九二一年七月に設置されてから一九四五年四月に廃止されるまで、主に内務局と学務局の間をまたいで変容したが、その変容は政治情勢の変化を如実に反映していたからである。すなわち、社会課は、朝鮮社会に対する植民地政治の徹底にはじまり、「満洲事変」、日中戦争、太平洋戦争

争へとつらなる中で社会教育や労務管理、生活対策に重点化したという経緯をもっているため、政治の流れが組織の変容に映し出されている事例として着目されるのである。

一九二二年七月二七日の官制改正において、内務局第二課は内務局社会課と改称し、これまでの「賑恤及慈善ニ関スル事項」をはじめとして、「社会事業ニ関スル事項」、「地方改良ニ関スル事項」、「郷校財産管理ニ関スル事項」、「水利組合ニ関スル事項」を掌った<sup>146</sup>。「地方改良」とはいわゆる社会教化を指し、朝鮮語に精通した者を指導者として勤儉貯蓄の奨励を講演して地方を巡回したり、勤労と儉約に励む農村を「模範部落」として助成金を与えたりした事業のことである<sup>147</sup>。また、「郷校」は朝鮮の地方に設けられた儒学校であり、土地や建物に付帯する収益などが財産として管理対象になった<sup>148</sup>。このようにして、朝鮮社会に日本の統治を浸透させるなか、社会課は一九三二年二月一三日に学務局へ移管された<sup>149</sup>。このとき、管掌事項は大きく改変され、「賑恤及慈善ニ関スル事項」と「地方改良ニ関スル事項」は、「社会事業ニ関スル事項」と「社会教育ニ関スル事項」にまとめられたほか、「宗教及享祀ニ関スル事項」と「寺院ニ関スル事項」が新たに追加された<sup>150</sup>。これは、同時に宗教課が廃止され、その業務を継承したことによる<sup>151</sup>。ほかにも、社会教育という側面では「青少年団及青年訓練所ニ関スル事項」が追加され、また社会事業という面では「済生院及感化院ニ関スル事項」が追加された<sup>152</sup>。一方、水利組合関連の業務はこれまで殖産局と分掌していたが、同年七月に新設された農林局の水利課に移され、農業部門として統合された<sup>153</sup>。

以上のように、このときの社会課は社会事業部門のみならず、社会教育部門も担ったが、この体制が再整備されたのが一九三六年一〇月一六日の改編である<sup>154</sup>。このとき、社会課は再び内務局へ移され、学務局には新た

に「社会教育課」が設置された。新設の社会教育課は、「社会教育及社会教化ニ関スル事項」、「青少年団体及青年訓練所ニ関スル事項」を管掌業務の筆頭に掲げており、これまで社会課が扱ってきた社会教育部門を特化して掌るようになった。「青少年団体」事項については、すでに一九三二年二月の改編時から追加されていたが、これについて学務局発行の『朝鮮の社会事業』（朝鮮総督府学務局社会課、一九三三年）を見ると、三・一独立運動を契機に設立された青年団体では「過激なる思想者の之に策動する者があつて、蠢動をくりかえすものもある」ため、これを漸次指導し、「地方改良」などの教化策に積極的な団体を育成することを目標としていた<sup>155</sup>。

他方で、社会教育関連業務がはずされた社会課は、「賑恤及救済ニ関スル事項」、「罹災救助ニ関スル事項」、「児童保護ニ関スル事項」、「労働保護ニ関スル事項」、「失業ノ救済及防止ニ関スル事項」、「済生院及感化院ニ関スル事項」が管掌事項となり、もともとの社会課の姿に戻ったかたちとなった。その後、戦争がすすむと、労働力の配置や整備を担うため、一九四一年三月一三日の改編で内務局に労務課が設けられたが、同時に、社会課から労働や失業に関する業務が労務課へ移管された<sup>156</sup>。社会課は、改めて「救護及治療ニ関スル事項」、「罹災救助ニ関スル事項」、「社会福利施設ニ関スル事項」、「住宅ニ関スル事項」、「軍事保護ニ関スル事項」、「済生院及感化院ニ関スル事項」の六項目を掌るとされた。この後、社会課は管掌事項に変更のないまま、様々な局に移管され続けた。同年一月一九日、内務局が司政局と改称されると、社会課は新設の厚生局に移されたが<sup>157</sup>、翌一九四二年一月一日の改編で厚生局が廃止されると、再び司政局に戻された<sup>158</sup>。さらに、一九四三年二月一日には司政局の廃止にともなって再度学務局に移され<sup>159</sup>、一九四五年四月一七日の改編で学務局援護課に改称された<sup>160</sup>。社会課は内務部で第二課と称した時代も含めると、日本統治時代のほぼ全

般にわたって設置され続けた数少ない一課であるが、それだけに、社会課の変容は植民地政治の変遷を如実に映し出しているといえる。

### 第三節 内外地行政一元化へ

以上のように、一九一九年八月の大改組以降の内務局と学務局は、おおむね、内務局に地方課・社会課（一時学務局へ移管）・土木課を置き、学務局に学務課・編輯課・宗教課（のち社会課、社会教育課）を置くという体制が維持されたが、これを大きく変化させたのが、一九四一年一月一日に行われた改編である。国立公文書館収蔵「枢密院関係文書」のうち、決議内容を集めた簿冊で構成される「決議」というシリーズに収録された「朝鮮総督府官制改正説明書」<sup>161</sup>によれば、このとき、朝鮮には戦時労働力の確保と生産力の強化が期待されていたため、労働力整備と労務管理、生活対策を目的に厚生局が新設され、また、生産力拡充という点では、殖産局の機構が鉱産に重点化されることになった<sup>162</sup>。内務局に関しては、社会課と労務課が厚生局に移管されたと同時に、「内治と在外朝鮮人行政との間に一貫性を保持」し、なおかつ部局の統合を図るとして、総督官房の国民総力課と外事部の業務が移され、司政局に改称・改組した<sup>163</sup>。これにより、内務局は司政局となって地方課・国民総力課・外務課・拓務課・土木課の五課体制となった。このとき新たに移管された国民総力課は、朝鮮における大政翼賛運動を担った国民総力朝鮮連盟<sup>164</sup>の発足を機として、総督官房に置かれていた一課である<sup>165</sup>。また、外務課と拓務課はこれまで外事部に置かれていたものが移管されたものであり、それぞれ在外朝鮮人（主に在満朝鮮人）事項と満洲開拓移民事項を主に扱っていた<sup>166</sup>。

これから約一年後である一九四二年一月一日、内外地行政一元化に

よっておこなわれた朝鮮総督府の改編において<sup>167</sup>、司政局では国民総力課が新設の総務局へ移管され、また、拓務課は廃止、外務課へ業務が一本化した。さらに厚生局が廃止になったため、社会課と労務課が戻されるかたちになり、司政局は地方課・外務課・社会課・労務課・土木課の五課体制となった。一方、学務局においては、これまでの社会教育課が錬成課と改称し、編輯課が編修課と改称し、学務課・錬成課・編修課の三課体制となった。錬成課においては、「青少年ノ訓練ニ関スル事項」、「陸軍志願者訓練ニ関スル事項」、「青年特別錬成ニ関スル事項」、「体位向上ニ関スル事項」などを掌り、管掌事項に兵事訓練的な色彩を帯びた。また編輯課では、「教科用図書ノ編輯及発行ニ関スル事項」、「教科用図書ノ調査、検定及認可ニ関スル事項」、「初等普通教育ニ関スル教員用参考図書ノ認定及推薦ニ関スル事項」、「国語ノ調査ニ関スル事項」、「国民学校放送及国民学校教科用映画ニ関スル事項」、「諸学校用歌詞及ビ楽譜ニ関スル事項」などを掌り、管掌事項に思想統制の側面を含むようになった。

さらに、その約一年後である一九四三年二月一日には、日本内地における軍需省の設置にともない、朝鮮総督府のすべての局に改編が施された<sup>168</sup>（表1-1）。これにより司政局は廃止され、局内五課はすべて分散した。総督官房に地方課が移管され、また外務課の業務が総督官房文書課に移された。社会課は学務局へ移管、労務課と土木課はこのとき改組された鉱工局へ移された。学務局においては、錬成課の管掌事項に「指導者錬成ニ関スル事項」、「国民錬成及国民勤労教育ニ関スル事項」が加えられるようになった。なお、最後の官制改正となった一九四五年四月一七日に、学務局社会課は学務局援護課と改称した<sup>169</sup>。

以上のように、内務局及び学務局の変遷については、三・一独立運動後の朝鮮社会に日本統治の浸透を図った行政整備にはじまり、日中戦争後の

日本内地の機構改編にともないつつ、食糧、労働力、資源を供出するという植民地朝鮮の役割を遂行するための大幅改組まで、政治情勢につらなつた行政機構が選択されていったといえる。

### おわりに

以上、統監府及び朝鮮総督府における機構の変遷を見てきた。以下、その論点をまとめて結論としたい。

統監府の時期にはいまだ機構が確定せず、短い期間に数度の改編があったことが分かる。このことは、朝鮮における日本の支配が手探りの中で開始されたことを意味していると言えるだろう。朝鮮総督府設置後は、様々な内的要因・外的要因のため、画期ごとに機構の改編がなされていたことが分かる。特に、日中戦争勃発後、さらには太平洋戦争開戦後の改編については、非常に頻繁となり、場当たり的な印象を禁じ得ない。このことは、朝鮮における日本の植民地支配が、対外的な要因により大きく動揺していったことを物語っている。

本論で詳述した幾度にもわたる改編が、朝鮮における実際の施策にどれほどの影響を及ぼしたのかについては、より詳細な検討が必要となるが、個別の事象については、これまでの研究により相当程度明らかにされていると言えるだろう。本稿の成果が先行研究の理解、ないしは今後の研究の発展に少しでも寄与することとなれば幸甚である。

1 アジア歴史資料センターでは二〇一五年度より一年ごとに「アジア歴史資料センター」というコンテンツを作成している。アジア歴史資料センターとは、あるテーマごとに歴史的公文書の作成に関わった機関や部局、ないしはそれに類する組織につき、テーマ別キーワード一覧や、地図・組織変遷表・年表などから検索キーワードを選択して、アジア歴史資料の検索・閲覧をするコンテンツである。二〇一七年度は「外地」すなわち旧植民地・占領地における行政と官僚をテーマに年度内の公開を目指して作業を進めている。本稿は、二〇一七年度におけるアジア歴史資料センター作成作業の過程で得られた知見をベースに、学術的な視点を加えて起稿したものである。

2 国立公文書館所蔵「統監府及理事庁官制・御署名原本・明治三十八年・勅令第二百六十七号」、御〇六三九一〇〇（アジア歴史資料センターにて閲覧可、JACAR Ref:A03020648500）。

3 国立公文書館所蔵「朝鮮総督府官制・御署名原本・明治四十三年・勅令第三百五十四号」、御〇八五四七〇〇（JACAR Ref:A0302086700）。

4 国立公文書館所蔵「朝鮮総督府官制中改正・御署名原本・大正八年・勅令第三百八十六号」、御一一九五六一〇〇（JACAR Ref:A03021212600）。

5 国立公文書館所蔵「朝鮮総督府官制中改正ノ件」、枢D〇〇四二九一〇〇—〇〇一（JACAR Ref:A0303622400 枢密院会議筆記・一）

6 「公文類聚」をはじめとする明治期の公文書の編纂については、石渡隆之「太政官・内閣文書」（三上昭美ら編『日本古文書学講座』近代編Ⅰ、雄山閣、一九七九年）が詳しい。

7 国立公文書館所蔵「枢密院官制第六條第六ニ依リ同院へ御諮詢相成事項ニ関スル御沙汰書」、類〇〇八七六一〇〇—〇〇一（JACAR Ref:A15113324300）、「公文類聚」第二十四編・明治三十三年・第五卷・官職一・官制一（内閣・外務省・内務省一）。

8 国立公文書館所蔵「朝鮮総督府官制。朝鮮総督府特別会計ニ関スル件ヲ定ム附朝鮮総督府通信官署ニ於ケル現金ノ出納ニ関スル勅令案ニ対スル枢密院決議」、類〇一〇九二二〇〇—〇〇二（JACAR Ref:A01200054900）、「公文類聚」第三十四編・明治四十三年・第五卷・官職門四・官制四（朝鮮総督府）。

9 国立公文書館所蔵「内閣官制・御署名原本・明治二十二年・勅令第百三十五号」、御〇〇四五四一〇〇（JACAR Ref:A03020046900）。

- 10 国立公文書館所蔵「朝鮮総督府官制」、枢A〇〇〇四〇一〇〇一〇一五 (JACAR Ref:A03033074500、枢密院御下附案・明治四十三年・巻下)。
- 11 前出、類〇一〇九二一〇〇一〇〇二一。
- 12 植民地の問題を枢密院から検討した研究に、岡本真希子「枢密院と植民地問題―朝鮮・台湾支配体制との関係から―」(由井正臣編『枢密院の研究』吉川弘文館、二〇〇三年)がある。
- 13 前出、類〇一〇九二一〇〇一〇〇二一。
- 14 国立公文書館所蔵「公式令制定公文式廃止・御署名原本・明治四十年・勅令第六号」、御〇六九一六一〇〇 (JACAR Ref:A03020702100)。
- 15 前出、御〇八五四七一〇〇。
- 16 国立公文書館所蔵「枢密院官制及事務規程・御署名原本・明治二十一年・勅令第二十二号」、御〇〇二二〇三二一〇〇。
- 17 国立公文書館所蔵「朝鮮総督府官制」、枢C〇〇〇一三二〇〇一〇四 (JACAR Ref:A0303354400、枢密院審査報告・明治四十一年〜明治四十三年)。
- 18 国立公文書館所蔵「朝鮮総督府官制」、枢D〇〇〇三〇五一〇〇 (JACAR Ref:A03033575800、枢密院会議筆記・一)。
- 19 国立公文書館所蔵「枢密院官制及事務規程・御署名原本・明治二十一年・勅令第二十二号」、御〇〇二二〇三二一〇〇 (JACAR Ref:A03020021200)。
- 20 三谷太一郎、「明治期の枢密院」、東京大学出版会一九八五年、『枢密院会議事録』第十五巻)。
- 21 国立公文書館所蔵「朝鮮総督府官制」、枢F〇〇〇四一六一〇〇一〇〇一 (JACAR Ref:A03034023600、枢密院会議文書)。
- 22 国立公文書館所蔵「韓国ニ統監府及理事庁ヲ置クノ件・御署名原本・明治三十八年・勅令第二百四十号」、御〇六三六四一〇〇 (JACAR Ref:A03020645899)。
- 23 外務省外交史料館所蔵「韓国の外交監理に関する日韓約定」(JACAR Ref:B13091013800)。
- 24 前出、御〇六三九一一〇〇。
- 25 三谷太一郎「明治期の枢密院」、『枢密院会議事録』第十五巻、東京大学出版会一九八五年)、森山茂徳『保護』から『併合』へ―日本の韓国『保護政治』の官僚制化(森山茂徳・原田環編『大韓帝国の保護と併合』東京大学出版会二〇一三年)など。
- 26 国立公文書館所蔵「統監府及理事庁官制」、枢D〇〇〇二二三一〇〇一〇〇一 (JACAR Ref:A03033543500、枢密院会議筆記・一)。
- 27 国立公文書館所蔵「統監府鉄道管理局官制・御署名原本・明治三十九年・勅令第七十六号」、御〇六六七九一〇〇 (JACAR Ref:A03020677800)。
- 28 明治四十年四月四月二十七日統監府訓令第一〇号。
- 29 明治四十年十月九日統監府訓令第二二号。
- 30 前出、御〇六三九一一〇〇。
- 31 前出、御〇六三九一一〇〇。
- 32 外務省外交史料館所蔵「調印書」(JACAR Ref:B13091013000「韓国政府の外人顧問傭聘等に関する日韓間取極」)。
- 33 前出、枢D〇〇〇二二三一〇〇一〇〇一。
- 34 国立公文書館所蔵「統監府及理事庁官制中改正・御署名原本・明治四十年・勅令第十五号」、御〇六九二五一一〇〇 (JACAR Ref:A03020703000)。
- 35 国立公文書館所蔵「統監府及理事庁官制中改正・御署名原本・明治四十年・勅令第二百九十五号」、御〇七二〇五一一〇〇 (JACAR Ref:A03020731000)。
- 36 国立公文書館所蔵「日韓協約」、類〇一〇三二一〇〇一〇一三 (JACAR Ref:A01200018200、「公文類聚」第三十一編・明治四十年・第八巻・族爵・勲等、儀典・儀礼・服制徽章、外事・国際ノ雑載)。
- 37 明治四十二年十月二十一日統監府訓令第二三三号。
- 38 水野直樹、「戦時期の植民地支配と『内外地二元化』」、『人文学報』、京都大学人文科学研究所、一九九七年三月、七九―八〇頁。
- 39 事例として、朝鮮総督府鉄道局においては第一条に「朝鮮総督府鉄道局ハ朝鮮総督ノ管理ニ属シ」と定められた。(明治四十三年九月二十九日勅令第三〇五九号)
- 40 国立公文書館所蔵「朝鮮ニ施行スヘキ法令ニ関スル件・御署名原本・明治四十三年・勅令第三百二十四号」、御〇八五二一〇〇 (JACAR Ref:A03020863700)。
- 41 国立公文書館所蔵「韓国併合ニ関スル条約・御署名原本・明治四十三年・条約第四号」、御〇八六七二一〇〇 (JACAR Ref:A03020879400)。
- 42 国立公文書館所蔵「朝鮮総督府設置ニ関スル件・御署名原本・明治四十三年・勅令第三百十九号」、御〇八五二二一〇〇 (JACAR Ref:A03020863200)。
- 43 国立公文書館所蔵「朝鮮総督府官制・御署名原本・明治四十三年・勅令第三百五十四号」、御〇八五四七一〇〇 (JACAR Ref:A03020866700)。
- 44 明治四十三年十月一日朝鮮総督府訓令第二二号。

- 45 国立公文書館所蔵「韓国警察事務ヲ日本帝国政府へ委託ニ関スル覚書ヲ交換ス」、類〇一〇九五二〇〇—〇二一〇 (JACAR Ref:A0120058100)、「公文類聚」第三十四編・明治四十三年・第八卷・族爵門・族制・爵位・勲等、儀典門・儀礼・服制(徽章、外事門)。
- 46 国立公文書館所蔵「統監府警察官署官制制定統監府司法警察官官制廃止・御署名原本・明治四十三年・勅令第二百九十六号」、御〇八四八九一〇〇 (JACAR Ref:A03020869900)。
- 47 明治四十三年十月一日朝鮮総督府訓令第四号。
- 48 明治四十三年十月一日朝鮮総督府訓令第四号。
- 49 松田利彦、『日本の朝鮮植民地支配と警察一九〇五—一九四五年』、校倉書房、二〇〇九年、一四七頁。
- 50 前出、注49と同じ、一四〇頁、一四九頁—一五〇頁。
- 51 国立公文書館所蔵「朝鮮総督府鉄道局官制・御署名原本・明治四十三年・勅令第三百五十九号」、御〇八五五二一〇〇 (JACAR Ref:A03020867200)。
- 52 国立公文書館所蔵「朝鮮総督府鉄道局、『朝鮮の鉄道』昭和三年六月、四六一—四七頁、ヨ六八六—〇〇八一 (JACAR Ref:A06032045300)。
- 53 宮嶋博史、「現在をも規定する土地調査事業未公開資料朝鮮総督府関係者録音記録(七)」、「『東洋文化研究』、学習院大学東洋文化研究所、第八号、二〇〇六年三月、一三六頁—一三七頁。
- 54 国立公文書館所蔵「朝鮮総督府臨時土地調査局、『朝鮮土地調査事業報告書』、ヨ六一—〇〇九四 (JACAR Ref:A06032039100)、「大正七年十一月朝鮮土地調査事業報告書」。
- 55 前出、注53と同じ、二二六頁—二二七頁。
- 56 前出、ヨ六一—〇〇九四。
- 57 前出、注53と同じ、二四三頁。
- 58 前出、ヨ六一—〇〇九四。
- 59 崔麟和、「韓国における国有林の経営計画と施業の展開過程に関する研究」、「北海道大学農学部演習林研究報告」、第四八巻第一号、一九九一年三月、七頁。
- 60 李宇衍、「朝鮮総督府の林野所有権整理と林政」、「『東洋文化研究』、学習院大学東洋文化研究所、第一号、二〇〇九年三月、二六二頁。
- 61 前出、注60と同じ、二六三頁。
- 62 国立公文書館所蔵「朝鮮総督府林野調査委員会官制ヲ定ム」、類〇一二七四一〇〇—〇二一〇 (JACAR Ref:A01200140800)、「公文類聚」第四十二編・大正七年・第七卷・官職六・官制六(通信省・朝鮮総督府)。
- 63 前出、類〇一二七四一〇〇—〇二一〇。
- 64 李相旭、「植民地朝鮮における林野所有権確定過程と墓地問題」、二〇〇八年、一五五頁—一八四頁、『朝鮮史研究会論文集』、第四六集。
- 65 国立公文書館所蔵「朝鮮総督府林野調査委員会官制ヲ廃止ス」、類〇二二二一〇〇—〇〇三 (JACAR Ref:A02030102600)、「公文類聚」第六十三編・昭和十四年・第三十四巻・官職三十一・官制三十一(朝鮮総督府三)。
- 66 このときの改編については、明治四十五年三月二十七日勅令第二二号、明治四十五年三月三十日朝鮮総督府訓令第二七号を参照した。
- 67 明治四十五年四月一日勅令第二八号。
- 68 明治四十五年四月一日朝鮮総督府訓令第一八号。
- 69 このときの改編については、大正四年四月三十日勅令第六〇号、大正四年五月一日朝鮮総督府訓令第二六号を参照した。
- 70 朝鮮総督府、『増補朝鮮総督府三十年史』(一)、クレス出版、二〇〇一年、二七頁。
- 71 前出、注70と同じ、二七頁。
- 72 このときの改編については、大正八年八月十九日勅令第三八六号、大正八年八月二十日訓令第三〇号を参照した。
- 73 岡本真紀子、『植民地官僚の政治史朝鮮・台湾総督府と帝国日本』、三元社、二〇〇八年、八二—八三頁。
- 74 「総督諭告」、『京城日報』一九一九年九月十日付)。
- 75 前出、注49と同じ、二四九頁。
- 76 前出、注49と同じ、四五〇頁。
- 77 前出、注49と同じ、五一〇頁—五一九頁。
- 78 加藤聖文、『満鉄全史「国策会社」の全貌』、二〇〇六年、一三四—一三五頁、(講談社選書メチエ)。
- 79 国立公文書館所蔵「朝鮮総督府鉄道局官制・御署名原本・大正十四年・勅令第八四号」、御一五三四二一〇〇 (JACAR Ref:A03021554200)。
- 80 大正十五年六月十四日訓令第二二号。
- 81 前出、注60と同じ、二五三頁。
- 82 崔麟和、「韓国における国有林の経営計画と施業の展開過程に関する研究」、「『北

- 海道大学農学部演習林研究報告』、第四八巻第一号、一九九一年三月、二三頁。  
 83 歴史教育研究会、歴史教科書研究会、『日韓交流の歴史 先史から現代まで』、明石書店、二〇〇七年、二二九頁。  
 84 大正九年十一月十八日朝鮮総督府訓令第五七号。  
 85 大正十五年六月十四日訓令第二二二号。  
 86 昭和二年五月二十六日朝鮮総督府訓令第一六号。  
 87 辻弘範、「朝鮮総督府時代の農政」、『東洋文化研究』、学習院大学東洋文化研究所、第七号、二〇〇五年三月、三八四頁―三八五頁。  
 88 宮田節子、「一九三〇年代日帝下朝鮮における『農村振興運動』の展開」、『歴史学研究』、歴史学研究会、第二九七号、一九六五年二月、一九頁。  
 89 昭和十一年十月十六日朝鮮総督府訓令第三二二号。  
 90 前出、注87と同じ、三八五頁―三八六頁。  
 91 昭和十五年十月十六日朝鮮総督府訓令第五六号。  
 92 井村哲郎、「満鉄の北鮮港湾建設と経営」、『南満州鉄道沿線の社会変容』、芳井研一編、知泉書館、二〇一二年。  
 93 前出、注78と同じ。一三八頁。  
 94 国立公文書館所蔵「北鮮鉄道の満鉄委託関係説明」、平一五財務〇〇三二五一〇〇一〇〇七 (JACAR Ref:A08072179200)。  
 95 国立公文書館所蔵「鮮満拓殖株式会社社令ヲ定ム」、類〇一九九六一〇〇 (JACAR Ref:A01200729200「公文類聚」(第六十編・昭和十一年・第五十三巻・産業三・商事二))。  
 96 田中隆一、「対立と統合の「鮮満」関係―「内鮮一体」・「五族協和」・「鮮満一如」の諸相―」、『ヒストリア』、大阪歴史学会、第一五二号、一九九六年九月。  
 97 国立公文書館所蔵「朝鮮総督府官制中改正・御署名原本・昭和十四年・勅令第五三三二号」御二二八六三二〇〇 (JACAR Ref:A03022387900)。  
 98 国立公文書館所蔵「朝鮮総督府官制中改正ノ件・御署名原本・昭和十六年・勅令第九八〇号」、御二五四五七一〇〇 (JACAR Ref:A03022648300)。  
 99 「朝鮮総督府事務分掌規程改正」訓令第五四号。  
 100 国立公文書館所蔵「行政機構整備実施ノ為ニスル朝鮮総督府官制中改正ノ件・御署名原本・昭和十八年・勅令第八九〇号」、御二七七四八一〇〇 (JACAR Ref:A03022878300)。  
 101 「朝鮮総督府事務分掌規程改正」訓令第八八号。  
 102 「内外地行政一元化」については、水野直樹「戦時期の植民地支配と『内外地行政一元化』」(『人文学報』第七九号一九九七年)を参照した。  
 103 前出、注102と同じ、八〇頁。  
 104 国立公文書館所蔵「朝鮮総督及台湾総督ノ監督等ニ関スル件・御署名原本・昭和十七年・勅令第七二九号」、御二六五九八一〇〇 (JACAR Ref:A03022762900)。  
 105 このときの改編については、一九四三年十二月一日朝鮮総督府訓令第八八号を参照した。  
 106 昭和十六年十一月十九日訓令第一〇三号によって内務局は司政局と改称された。  
 107 昭和十一年十月十六日朝鮮総督府訓令第三二二号。  
 108 昭和十五年二月三日朝鮮総督府訓令第五五号。  
 109 昭和十七年十一月一日朝鮮総督府訓令第五四四号。  
 110 昭和十二年九月一日朝鮮総督府訓令第六六号。  
 111 昭和十四年二月三日朝鮮総督府訓令第六六号。  
 112 昭和十三年九月二十八日朝鮮総督府訓令第五七七号。  
 113 昭和十四年十一月二十九日朝鮮総督府訓令第六五五号。  
 114 昭和十五年七月一日朝鮮総督府訓令第三二二号。  
 115 昭和十六年十一月十九日朝鮮総督府訓令第一〇三号。なお物価調整課が殖産局にはじめて置かれたのは昭和十五年二月三日朝鮮総督府訓令第五五号による。  
 116 昭和十七年十一月一日朝鮮総督府訓令第五四四号。  
 117 昭和十八年十二月一日朝鮮総督府訓令第八八号。  
 118 昭和二十年四月十七日朝鮮総督府訓令第八八号。  
 119 昭和十八年十二月一日朝鮮総督府訓令第八八号。  
 120 昭和十六年三月十三日朝鮮総督府訓令第三三三号。  
 121 昭和十六年十一月十九日朝鮮総督府訓令第一〇三号。  
 122 昭和十七年十一月一日朝鮮総督府訓令第五四四号。  
 123 昭和十八年十二月一日朝鮮総督府訓令第八八号。  
 124 昭和十九年十月十五日朝鮮総督府訓令第八九号。  
 125 昭和二十年一月二十七日朝鮮総督府訓令第二二二号。  
 126 昭和二十年四月十七日朝鮮総督府訓令第一八八号。  
 127 国立公文書館所蔵「朝鮮総督府陸軍兵志願者訓練所官制ヲ定ム」、類〇二二〇九一〇〇 (JACAR Ref:A02030032200「公文類聚」(第六十二編・昭和十三年・

- 第二十三巻・官職二十一・官制二十一（朝鮮総督府一）。
- 128 国立公文書館所蔵「朝鮮総督府軍務予備訓練所官制、御署名原本・昭和十九年・勅令第二九七号」、御二八二二〇一〇〇（JACAR Ref:A0302284600）。
- 129 前出、注83と同じ、二一四頁。
- 130 このときの組織については、明治四十三年十月一日朝鮮総督府訓令第二号を参照した。
- 131 民暦とは、朝鮮民衆のあいだで一般的に使用されていた暦のことである。当時の朝鮮では太陰暦が一般的であり、日本は朝鮮統治のなかで太陽暦の普及を図ったのである。
- 132 このときの改編については、明治四十五年三月三十日朝鮮総督府訓令第二七号を参照。
- 133 前出、注70と同じ、二〇七頁。
- 134 前出、注70と同じ、六九―七三頁。
- 135 一九一一年に「済生院規程」に基いて設置、施設に「孤児、盲啞者、精神病者」を収容した。（朝鮮総督府『増補朝鮮総督府三十年史』〔一〕クレス出版二〇〇一年―二九―三二頁）
- 136 朝鮮には成均館をはじめとして儒林教育を施す学舎があった。朝鮮総督府はこれを「旧学」と呼び、新教育によって廃れるものとみなしていたが、併合後当方は維持保全をするものとした。一九一一年六月、朝鮮総督府は府令によって成均館を廃止すると、朝鮮総督府管理の下に経学院として組み替えた。（朝鮮総督府『増補朝鮮総督府三十年史』〔一〕クレス出版二〇〇一年―一七―一七八頁）
- 137 このときの改編については大正四年五月一日朝鮮総督府訓令第二六号を参照。
- 138 このときの改編については大正八年八月二十日朝鮮総督府訓令第三〇号を参照。
- 139 大正八年八月二十日朝鮮総督府訓令第三〇号。
- 140 国立公文書館所蔵「第二併合後の基督教騒擾事件」、『朝鮮統治と基督教』、ヨ一九二―〇〇〇四（JACAR Ref:A06032002200）。
- 141 李省展、『アメリカ人宣教師と朝鮮の近代』、ミッシェンスクールの生成と植民地下の葛藤』、社会評論社、二〇〇六年、三一頁。
- 142 このとき宗教課長として朝鮮に赴任した半井清は、後年に「朝鮮の宗教は）政治的に非常に重要に取ったわけですね。ほとんど宗教課ができた目的も、むしろ朝鮮の政治に最も重要なひとつのポイントはクリスチ教であると。〔…〕本当の根はアメリカ系の宣教師がやはり政治的な力があると、そういう見方をしておった」と評している。（学習院大学東洋文化研究所「未公開資料朝鮮総督府関係者録音記録」（二七）『東洋文化研究』第一八号二〇一六年三月一九八頁）
- 143 国立公文書館所蔵『朝鮮統治と基督教』、ヨ一九二―〇〇〇四。
- 144 ここで「嘱託」とされているのは、ワシントンの日本大使館に軍縮会議事務局の嘱託として勤務した小田安馬という人物である。一九二二年に鎮西学院高等部卒業後、米国にわたり、ダコタウエスレイアン大学、シカゴ大学、ニューヨーク州コロンビア大学大学院で勉学を続けた。朝鮮総督府事務局宗教課に実際に着任したのは一九二二年である。（松谷基和「朝鮮総督府のキリスト教政策」未公開資料朝鮮総督府関係者録音記録」（二七）『東洋文化研究』第一八号 学習院大学東洋文化研究所二〇一六年三月一七四頁）。
- 145 前出、ヨ一九二―〇〇〇四。
- 146 大正十年七月二十七日朝鮮総督府訓令第四五号。
- 147 前出、注70と同じ、五一―五一九頁。
- 148 前出、注70と同じ、五一―五一九頁。
- 149 昭和七年二月十三日朝鮮総督府訓令第一三三三号。
- 150 昭和七年二月十三日朝鮮総督府訓令第一三三三号。
- 151 朝鮮総督府事務局社会課、『朝鮮の社会事業』、一九三三年、三二―三三頁。
- 152 済生院は「盲聾啞者、孤児」の収容施設であり、感化院は「非行少年」の矯正施設である。
- 153 昭和七年七月二十七日朝鮮総督府訓令第四六号。
- 154 このときの改正の内容については昭和十一年十月十六日朝鮮総督府訓令第三一号を参照。
- 155 前出、注151と同じ、一〇六一―一〇七頁。
- 156 社会課と労務課の管掌事項については、昭和十六年三月十三日朝鮮総督府訓令第二三三三号を参照。
- 157 昭和十六年十一月十九日朝鮮総督府訓令第一〇三三号。
- 158 昭和十七年十一月一日朝鮮総督府訓令第五四号。
- 159 昭和十八年十二月一日朝鮮総督府訓令第八八号。
- 160 昭和二十年四月十七日朝鮮総督府訓令第一八号。



- 161 国立公文書館所蔵「朝鮮総督府官制中改正ノ件」、枢F〇一〇八二一〇〇一〇  
 〇一 (JACAR Ref:A03034260700)「枢密院決議・一、朝鮮総督府官制中改正ノ  
 件・一、朝鮮総督府調査官ノ特別任用ニ関スル件・一、大正二年勅令第二百六  
 十二号任用分限又ハ官等ノ初叙陞叙ノ規定ヲ適用セサル文官ニ関スル件中改  
 正ノ件・昭和十六年十一月十二日決議」。
- 162 前出 枢F〇一〇八二一〇〇一〇〇一。
- 163 前出 枢F〇一〇八二一〇〇一〇〇一。
- 164 国民総力朝鮮連盟については以下を参照した。  
 国立公文書館所蔵「朝鮮国民組織新体制ニ関スル件」、纂〇二五五七一〇〇一  
 〇二六 (JACAR Ref:A04018570400)「外務省外交史料館所蔵「朝鮮人関係雑件  
 ノ国民総力朝鮮連盟 (元国民精神総動員朝鮮連盟) 関係」 (JACAR  
 Ref:B05014017400/B05014017500)「外務省外交史料館所蔵「大政翼賛運動関係  
 一件 第一卷」 (JACAR Ref:B02031300400/B02031301100)」
- 165 昭和十五年十月十六日朝鮮総督府訓令第五六号。  
 昭和十六年十一月十九日朝鮮総督府訓令第一〇三号。  
 このときの司政局、学務局の改編については、昭和十七年十一月一日朝鮮総督  
 府訓令第五四号を参照。
- 168 このときの改編については、昭和十八年十二月一日朝鮮総督府訓令第八八号を  
 参照。
- 169 昭和二十年四月十七日朝鮮総督府訓令第一八号。

大野 太幹 (アジア歴史資料センター研究員 )  
 柏原 洋太 (日本銀行金融研究所アーカイブ※)  
 齊藤 涼子 (アジア歴史資料センター調査員 )

※前アジア歴史資料センター調査員

